

新潟市幼児・児童・生徒

食物アレルギー 対応マニュアル

平成27年度改訂版



新潟市食育花育推進キャラクターまいかちゃん

新潟市教育委員会

平成28年1月

はじめに

近年、情報化、少子高齢化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、睡眠不足、不規則な食事や偏食など、日常における生活習慣の乱れは、子どもたちの心や身体の発達・健康に大きな影響を及ぼしています。その影響の一つとして、子どもたちにおける食物アレルギーの問題があげられます。

食物アレルギーを有する子どもたちは年々増加しており、新潟市の学校・園においても、エピペン®を処方されている子どもたちが100名を超え、また、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで病院へ緊急搬送される児童生徒も増加しています。

学校生活において、給食をはじめ学校行事等で、子どもたちの喫食する機会はたくさんあります。食物アレルギーによりアナフィラキシーショックが起こることは、生命の危険に関わるもので、平成24年に東京都調布市で、児童が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックで亡くなった事故は、学校関係者に大きな衝撃を与えました。

食物アレルギーによるアナフィラキシーショックは、学校現場において、エピペン®処方の有無に関わらず、いつでも、だれにでも、どこでも起こりうるものです。食物アレルギーについて正しい知識を持ち、アナフィラキシーショック発症時において、エピペン®の使用を含め迅速かつ適切な対応を行うことは、喫緊の課題となっています。

文部科学省からは、平成20年に「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が示され、さらに、平成27年3月には「学校給食における食物アレルギー対応指針」が発行されました。

新潟市教育委員会においては、この指針を受けて、マニュアル作成委員の皆様や医療機関・学校関係者の皆様のご協力をいただきながら、「食物アレルギー対応マニュアル」の作成に取り組んでまいりました。

本マニュアルは、学校給食を原因とするものだけでなく、学校生活において起こりうるあらゆる食物アレルギー事故を防止することを目的として作成いたしました。また、すべての教職員が、食物アレルギーの特性、原因や症状について正しく理解し、学校給食等におけるアレルギー対応及び緊急時の対処が適切に行えるよう、学校現場で活用しやすいように構成しました。

本マニュアルに基づいて、各学校・園において体制づくりがしっかり行われ、緊急時において適切な対応がとられますことを願っています。

最後に本マニュアルの作成にあたり、直接作成作業に携わっていただいたマニュアル作成委員の皆様、また、ご助言やご指導をいただいた医療機関や学校関係者の皆様には、多大なるご協力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

平成28年1月

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

ご挨拶

近年、食を取り巻く環境や食生活の変化に伴い、食物アレルギーを有する幼児・児童・生徒が全国的に増加しており、新潟市でも同じ傾向にあります。子どもたちが健康、安全で幸福な生活のために必要な知識を学び、心身の調和的な発達を図ることは、学校における教育の重要な目標であります。また、学校や園が、食についても安心安全な場所であることは、保護者の願いでもあります。

新潟市幼児・児童・生徒食物アレルギー対応マニュアルでは、食物アレルギー対応の徹底が重要であることを示し、今後の改善・充実・方策等について具体的に提示いたしました。

食物アレルギーにおいては、マニュアルに基づいて、どこの学校や園においても幼児・児童・生徒に対して、統一した対応が行われることが必要です。そのためには、医師の指導に基づいた学校生活管理指導表の提出を必須としております。学校・園としては、「マニュアル」に示されている学校生活管理指導表を幼児・児童・生徒の学校生活の基盤として活用することが求められます。新潟市では、この文部科学省から示された学校生活管理指導表にいくつか項目を追加し、学校生活がより円滑に送ることができるようにいたしました。幼児・児童・生徒を預かる学校・園としては、目の前で症状が起こった時に迅速に対応することが必要であり、是非このマニュアルを活用していただきたいと思います。

今回のマニュアルは、新潟市学校保健会、新潟市教育委員会、子どもたちの健康や食に関わる学校現場の先生方、さらにアレルギーの専門医にも加わっていただき、作成いたしました。子どもたちを中心に、各々の領域の方々がか力を合わせることは、とても大切なことだと思います。今回のマニュアル上梓を出発点として、今後も各々の領域の方々と連携して、学校・園の現場における子どもたちの食の安全を守っていきたいと思います。

平成 28 年 1 月

新潟市学校保健会 会長 佐藤 勇（よいこの小児科さとう・新潟市医師会）

目次

はじめに（新潟市教育委員会教育長）	
ご挨拶（新潟市学校保健会会長）	
新潟市マニュアル改訂のポイント	1
第1章 学校生活に関すること	
1 各学校・園における対応	2
(1) 校内体制の整備	2
(2) 学校での各職員の役割	2
(3) 学級指導、個別指導	3
2 学校生活で関係する活動	4
(1) 食物アレルギーと関連の深い学校での活動	4
(2) 食に関する学校行事や学習活動	4
(3) 注意を要する教材・学習活動等	4
(4) 運動を伴う活動	4
(5) 行事の内容の検討	4
(6) 食事についての確認	4
3 新潟市学校給食における食物アレルギー対応	5
4 食物アレルギーを有する児童・生徒への対応の実際	6
(1) 食物アレルギー対応におけるポイント	6
(2) 食物アレルギー対応の流れと様式一覧表の活用について	6
(3) 保護者との面談について	14
(4) 学校生活管理指導表について	16
(5) 学校生活上の配慮と管理について	17
5 新潟市の学校給食のシステム及び食物アレルギー対応条件	23
(1) 新潟市の学校給食のシステムについて	23
(2) 新潟市の学校給食での食物アレルギー対応基準について	23
(3) 給食配膳時等での留意事項	24
(4) 食物を扱う教育活動（食物を扱う授業・行事・校外学習・宿泊を伴う学習等）について	25
(5) 食物アレルギーを有する児童生徒及び周囲への指導事項	26
宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧表	27
6 学校給食における配慮と管理	28
(1) 安全なアレルギー対応給食提供のための基本事項	28
(2) アレルギー対応の配慮事項	28
(3) 施設での給食提供時の注意事項	29
7 校内職員研修	34
(1) 職員研修のポイント	34
(2) 留意事項	34
(3) 食物アレルギー対応校内職員研修会計画（例）	35
第2章 緊急時の対応に関すること	
1 緊急時の対応	36
(1) 対応手順	36
(2) 緊急時の記録及び報告	44
各種報告様式記入例（別紙7～別紙9）	45
参考文献・資料・書籍	48
あとがき（新潟市幼児児童生徒食物アレルギー対応マニュアル作成委員会委員長）	49
新潟市幼児児童生徒食物アレルギー対応マニュアル作成委員会委員・	50
学校におけるアレルギー対応検討関係者会議委員 名簿一覧	

新潟市マニュアル改定のポイント

■新潟市取組方針

- (1) 子どもの命を守ることを最優先に事故防止に取り組む。
- (2) 学校（園）と新潟市教育委員会や関係機関（新潟市医師会や医療機関，消防局，新潟市学校保健会，新潟市保健所関係課等）が一体となって取り組む。

■重点的な取組内容

- (1) 的確な現状把握
- (2) 除去食等の提供
- (3) 校（園）内体制の確立と運営
- (4) 医療機関や消防局，地域や関係機関との連携
- (5) 緊急対応体制の確立
- (6) 給食管理指導の充実
- (7) 効果的な校内研修体制の構築
- (8) 事故報告の周知と徹底

【主な改訂ポイント】

●マニュアル構成について

- 1 基本体制や方針については，文部科学省から示されている「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（H20.3）「学校給食における食物アレルギー対応指針」（H27.3）を基本に新潟市の教育の実情にあわせて作成した。
- 2 マニュアル本文と様式集は，二部構成とした。
- 3 資料・様式集には，学校（園）での対応参考となるように食物アレルギーの基礎知識やQ&A，ヒヤリハットの事例を載せた。また，対応についての様式等を時系列で使用できるようにわかりやすく整理した。

※ホームページに掲載する。随時，学校（園）や関係機関等で閲覧し，活用できる。（学校内での研修や関係機関・施設等で活用できる。）

※新潟市のマニュアルと上記の2冊を一緒に保管しておくようにクリアファイルを配付した。綴じ込みをしておき，随時取り外しや印刷ができるようにした。

●マニュアル内容について

- 1 旧マニュアルは，学校給食を主としていたが，新マニュアルでは，学校保健を追加し，総合的な内容にまとめ，学校生活全般で食物アレルギー対応ができるようにした。
- 2 様式集は，時系列で使用できるように構成し，緊急性の見分け方や手順を分かりやすく示した。
- 3 幼稚園から高等学校まで児童生徒の食物アレルギーのデータがまとめて見られるように一覧表を作成した。
- 4 学校生活管理指導表を見直し，新潟市の現況を取り入れた内容に補足・改善した。
- 5 新潟市の特色ある学校給食システムについて説明や様式を詳細に示した。
- 6 学校（園）での事故発生対応が円滑に進められるようにチェック項目を示した。

第1章 学校生活に関すること

1 各学校・園における対応

(以下、「学校」は幼稚園を含み、「学校長」は園長を含み、「児童生徒」は幼児を含む。)

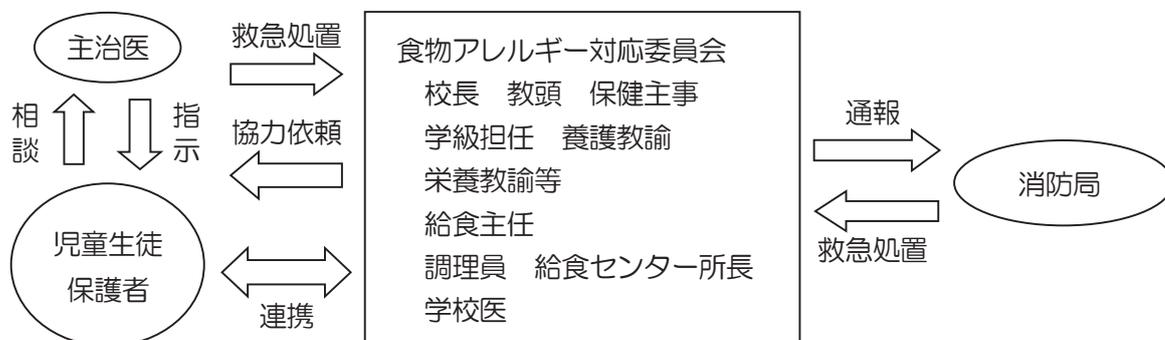
(1) 校内体制の整備

食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、関係職員で「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、学校全体で対応していく。食物アレルギー対応について、日ごろから校内の共通理解を図っていくとともに積極的に連携・協力していくことが大切である。

① 食物アレルギー対応委員会

新入生や在校生の状況を確認し、食物アレルギーを有する児童生徒について保護者との面談を行い、医師の指導や家庭での対応の様子等を把握した上で、新年度の対応を決定する。また、学校給食におけるアレルギー対応食や一部弁当を対応してもらう日程や方法及び学校行事における対応について決定する。

② 情報共有体制(例)



(2) 学校での各職員の役割

職種	役割	具体的な役割分担
管理職 (校長, 教頭)	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 「食物アレルギー対応委員会」の設置 「個別対応計画」の最終決定 保護者との面談の際、基本的な考え方等を説明 全教職員への「個別対応計画」の周知徹底と研修の実施 事故発生時の迅速かつ適切な対応 献立表・詳細献立の確認
担任等	学校生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 「個別対応計画」(学校生活における配慮について)の作成 保護者との面談(エピペン®の保管場所の確認や運動誘発等) 「食物アレルギー対応委員会」に参画 「個別対応計画」の共有 児童生徒が安全に学校生活を送れるよう配慮 毎日のアレルギー対応食の確認(誤食の防止) 他の児童生徒への食物アレルギーの正しい知識・理解の指導 対象児童欠席時の給食室への連絡 事故発生時の迅速かつ適切な対応 宿泊を伴う活動の際の事前相談 担任が不在(出張等)の場合は代理の職員へ確実に引き継ぐ。

<p>養護教諭</p>	<p>児童生徒の健康状況の把握と集約、学校医や主治医との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー有する児童生徒の調査、把握 ・ 「個別対応計画」（疾患、病型、持参薬、緊急時対応）の作成 ・ 保護者との面談（管理指導表の記入、発作時の対応等について説明） ・ 「食物アレルギー対応委員会」に参画 ・ 「個別対応計画」の共有 ・ 「緊急時個別対応カード」の作成と保管及び全教職員への周知 ・ 主治医や学校医と連携し、緊急時対応を事前確認 ・ 緊急時の薬管理 ・ 事故発生時の迅速かつ適切な対応
<p>栄養教諭等 給食主任 調理員</p>	<p>安全な給食の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の児童生徒への食物アレルギーの正しい知識・理解の指導 ・ 「個別対応計画」（給食での配慮）の作成 ・ 保護者との面談（給食の対応についての説明（除去食、代替食等）） ・ 「食物アレルギー対応委員会」に参画 ・ 「個別対応計画」の共有 ・ 給食対応 <p>ア 詳細な献立表の作成 イ 混入事故のない調理の管理 ウ 調理員等との連携 エ 保護者との定期的な面談</p>

※担任、養護教諭、栄養教諭等は、校内で十分連携を随時取りながら児童生徒への対応を進めていく。
養護教諭・栄養教諭が不在時でも緊急対応ができるように体制を整えておき、学校全体に周知しておく。

(3) 学級指導、個別指導

① 学級指導

食物アレルギーを有する児童生徒に対応するにあたり心の負担になったり、他の児童生徒からのいじめや仲間はずれのきっかけにならないよう、学級の実態や個々の児童生徒の様子を踏まえて、きめ細かな配慮や指導を行うことが大切である。具体的には、次のようなことに注意が必要である。

- 食物アレルギーは、状況によっては生命に関わることもあるため、重大なことである。
- 食物アレルギーは好き嫌いによるものではない。個人によってアレルギー反応の起きる食品やアレルギー反応の様子は違う。
- 該当児童生徒が食べないように周囲の協力が必要である。また、食べなくても肌についたり、臭いをかいただけでアレルギー反応を起こすことがある。

② 該当児童生徒への個別指導

食物アレルギー対応については、保護者の十分な理解や協力を得る必要がある。保護者と学校（担任等）は連携を密にし、主治医とも連携を取りながら適切に対応することが必要である。

- 児童生徒の発達段階に応じて指導や助言を行う。（食品を見分ける、反応を起こす食品は食べない、自分自身のアレルギー反応を把握できる、対処できる等）

2 学校生活で関係する活動（全職員に周知・徹底をする。）

食物アレルギーについては、給食時間だけでなく、学校行事や学習活動（家庭科、生活科、理科、特別活動、総合的な学習の時間、クラブ活動等）、食物を扱う保護者会行事等での対応について配慮した個別計画を作成します。

(1) 食物アレルギーと関連の深い学校での活動 ○：注意を要する活動 △：時に注意を要する活動

① 動物との接触を伴う活動	○	⑤ 水泳	△
② 花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	⑥ 給食	○
③ 長時間の屋外活動	○	⑦ 食物・食材を扱う授業	○
④ 運動（体育・クラブ活動・昼休みの運動等）	△	⑧ 宿泊を伴う校外活動	○

(2) 食に関する学校行事や学習活動

学校行事、家庭科（調理実習等）、生活科、特別活動、総合的な学習の時間、クラブ活動（食に関する活動を行う場合など）には、食物アレルギーの児童生徒に影響がないかどうかを事前に検討する。影響が考えられる場合には、学年主任、学級担任等が中心となり安全を確保し、事前に保護者へ連絡し、保護者・本人の了解の上で学習活動を実施する。また、活動を行う該当クラスに食物アレルギーの児童生徒がいない場合でも近くのクラスに食物アレルギーの児童生徒がいる場合には、その児童生徒に影響が及ばないかを十分検討する必要がある。

(3) 注意を要する教材・学習活動等

生活科や理科、図画工作、美術、学級活動等の教材や教具にアレルゲンが含まれる場合は、除去したり代替のものを用意する。

【注意を要する学習活動の例】

小麦・・・粘土、うどん、パン作り体験	ピーナッツ・・・豆まき、落花生の栽培
そば・・・そば打ち体験、そば栽培	大豆・・・豆まき、みそ作り、豆腐作り
牛乳・・・牛乳パックのリサイクル、洗浄 等	

(4) 運動を伴う活動

食物依存性運動誘発アナフィラキシーの児童生徒は、体育や部活動（運動部）や休憩時間の遊びなどの運動により発症することがあるため、注意が必要である。

(5) 行事の内容の検討

マラソン、登山など激しい運動は、食後に食物依存性運動誘発アナフィラキシーを誘発することがあるので行事の内容を検討する際には、注意をする。

(6) 食事についての確認

宿泊施設・食事提供施設での食事（食材）の内容や提供可能なアレルギー対応食などを確認し、学校・保護者・宿泊施設・食事提供施設等が直接打ち合わせを行うことが望ましい。

【考えられる対応（例）】

- ・宿泊場所の選定（施設設備や緊急対応等を考慮する。）
- ・旅行社との連携
- ・食事の献立や成分表を取り寄せ、保護者と共に確認する。
- ・そば枕からの除去
- ・自宅からの食事の搬送
- ・飛行機内にエピペン®を持ち込む際は旅行社等へ連絡をしておく。
- ・おやつ、飲料の検討
- ・自由行動中の活動や食事の検討

3 新潟市学校給食における食物アレルギー対応

- 文部科学省の指針を原則とする。
- 学校給食では『安全性』を最優先とする。
- 給食提供は、「原因物質の完全除去」または「他の児童生徒と同じ給食（普通に摂取する）」のいずれかの対応を原則とする。
- 完全除去対応で提供する給食は「除去食」または「代替食」とする。

ア 除去食…完全除去した献立に代替はしない。様々な除去食を個別に作る等、多段階対応は、しない。除去するものが中心献立・食材であった場合は、一部弁当対応とする。

（例：主食の場合、パン・麺を持参）

イ 代替食…主に一品料理。アレルギー対応食は1種類とし、最小限の代替食を「提供するか」「提供しないか」の二者択一とする。

- 食物アレルギー対応基準（内容についてはP23）

※ア～エの全てに当てはまる場合に、アレルギー対応給食を提供する。

ア 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があることとし、学校給食でアレルギー対応をする場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

イ 基本的に、1年に1回は受診し、医師の評価を受けていること。

ウ 定期的に受診し、検査を受けていること。

エ 家庭でも原因食物の除去を行っていること。

オ 飲用牛乳は、医師の診断を受けている者以外の停止は原則として行わない。

- 弁当対応を依頼する者（内容についてはP31）

以下のア、イに該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を依頼する。

ア 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

(ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要である。

(イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

(ウ) 多品目の食物除去が必要である。

(エ) 食器や調理器具の共用ができない。

(オ) 油の共用ができない。

(カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況である。

イ 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※弁当を持参する児童・生徒の保護者については、食材のアレルギー指導を行う等、安全に食事ができるようにする。



- 対応レベル

□ レベル1（詳細な献立表対応）…詳細献立表の配付及び公開のみとなる。

□ レベル2（弁当対応）…一部弁当・完全弁当を持参する。

□ レベル3（除去食対応）…原因食物を給食から除いた給食を提供する。

□ レベル4（代替食対応）…除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する。

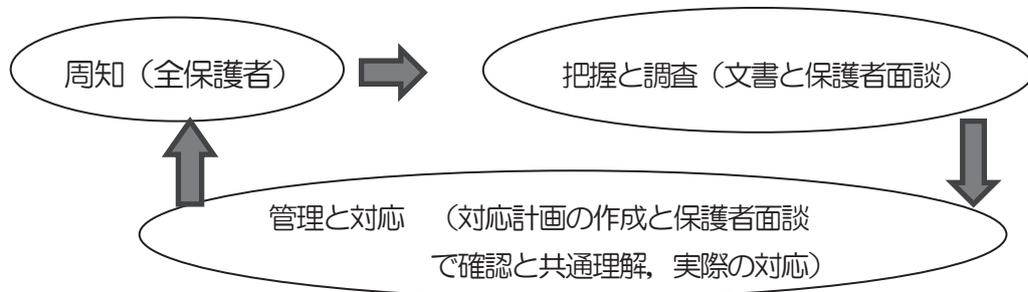
4 食物アレルギーを有する児童・生徒への対応の実際

(1) 食物アレルギー対応におけるポイント

食物アレルギーへの対応については、毎年次の三段階に分け、確実に進めていく。

(次頁の図1を参照)

① 三段階の対応サイクル



- ② 対応時期を入園・入学・転入・転出・進級時に分けてある。
- ③ 様式を整理統一し、様式集を順番に進めていくことで手続きが適切に進むようにする。
- ④ 幼稚園・保育園から高等学校まで見通しながら継続して情報伝達ができるようにする。

(2) 食物アレルギー対応の流れと様式一覧表の活用について

食物アレルギーを有する児童・生徒への対応を、幼稚園入園時から高等学校まで継続的に行うために、食物アレルギー対応の流れ (P7図1参照) とフローチャート (P8~P11) で順序を確認しながら、様式集一覧の様式を使用して、把握と調査及び管理と対応を行う。入園・入学・転入・進級・進学・転出時の対応と進級時の対応ごとに示してある。(園・学校・調理施設共通)

① 食物アレルギー対応の流れ

周知 **把握と調査** **管理と対応** それぞれの場合で使用する様式を入れてある。

自校・給食センターの給食対応を中心とし、スクールランチ、その他学校教育活動での対応について関連づけてある。入園・入学・進級・転入時に各校で必要なことを選択し、適正に追加・引継を行っていく。

なお、各校実情により対応できる範囲が様々であり、校内で共通理解のもと進めていく。

② 食物対応の流れ

自校方式、センター方式、スクールランチ方式、宿泊行事・教育活動等に分けて流れを示している。

③ 様式一覧表

各様式ごとに解説をつけて説明してある。随時、確認をして使用する。

表で記号により、使用時の目安を示した。使用に際しては、各校で選択して使用する。特に引継文書は、確実に引き継ぐ。(P12別紙1参照)

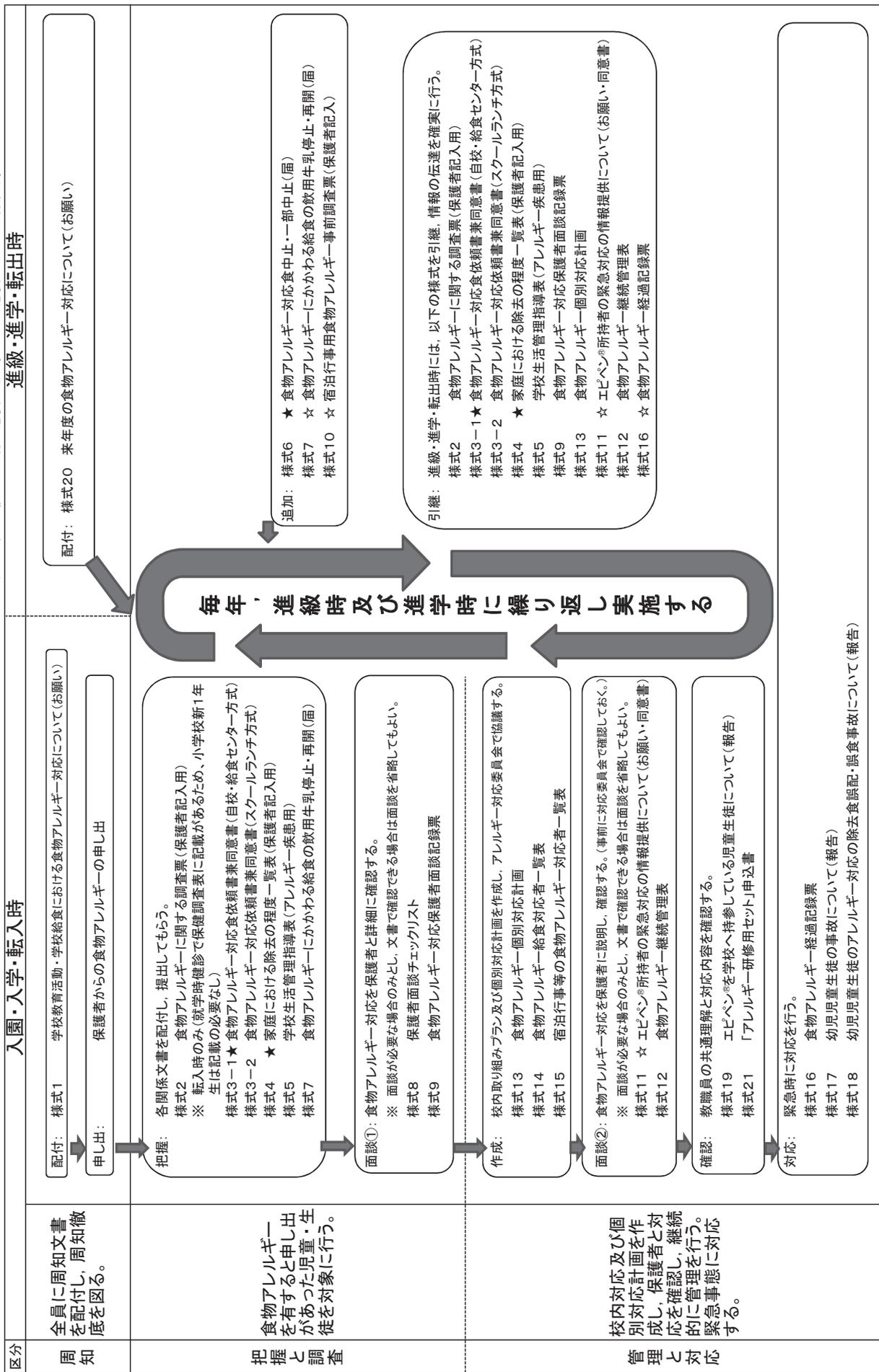
各様式の処理担当者については、各学校の組織体制で示された職員が対応する。様式一覧表の担当者欄に○印をつけて明確にする。

④ 手続き完了時期の目安

入園準備、就学時健診、入学説明会、入学オリエンテーション等、対応の始まる時期は、各学校により違いがあるが、4月から円滑に対応できるよう手続き終了の目安は2月末とする。

食物アレルギー対応の流れ【図1】

★:スクーラーランチでは配付の必要はない。 ☆:必要に応じて配付する。
進級・進学・転出時



毎年、進級時及び進学時に繰り返し実施する

○ 食物アレルギー対応の流れフローチャート（自校方式）

<周知> ①食物アレルギー対応の周知

学校給食における食物アレルギー対応について周知する。
様式1 学校教育活動・学校給食における食物アレルギー対応について(お願い) 全員配付

<把握> ②アレルギー疾患を有し、配慮が必要な児童・生徒の把握

入園時
就学時健診時
中学校入学時
高校入学時 申し出

保護者から
新規発症
保健調査票に記入 申し出

<調査> ③対象となる児童・生徒の保護者へ各種文書の配付

様式2 食物アレルギーに関する調査票(小学校新1年生は就学時健診で保健調査票に記載があるため配布の必要なし)
様式3-1 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(自校・給食センター方式)
様式4 家庭における除去の程度一覧表
様式5 学校生活管理指導表
様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届) 提出依頼

④保護者との面談実施

食物アレルギー対応を保護者と詳細に確認する。
※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
様式8 保護者面談チェックリスト
様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
(養護教諭, 栄養教諭等, 学級担任, 給食主任, 校長, 教頭等) 面談①

<管理> ⑤校内での取組の検討

校内で「食物アレルギー対応委員会」を開催
(校長, 教頭, 給食主任, 養護教諭, 栄養教諭等, 学級担任, 調理員, 校医等)
校内取組プラン及び個別対応計画する。
様式13 食物アレルギー個別対応計画 検討

校長が対応決定

⑥保護者への通知面談実施

食物アレルギー対応(個別対応計画)を保護者に説明し確認する。
※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
様式11 エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)(所持時)
様式12 食物アレルギー継続管理表 通知面談

<対応> ⑦学校内での確認周知

教職員で共通理解をし、対応内容を確認する。緊急時の対応研修を行う。
様式14 食物アレルギー給食対応者一覧表
様式19 エピペン®を学校へ持参している児童生徒について(報告)
様式21 「アレルギー研修用」セット申込書 確認周知

⑧給食室での調整(調理員との連携)

給食での対応を開始する。
① 毎月 献立表の詳細配付・加工食品配合表等の資料配付(必要に応じて)
② 毎月 保護者との面談(必要に応じて) 調理連携

⑨緊急時対応を行う。

緊急時に対応を行う。
様式16 食物アレルギー経過記録票
様式17 幼児児童生徒の事故について(報告)
様式18 幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について(報告) 緊急対応

年に1回の見直しを行う。

<確認> ⑩食物アレルギー対応の周知各種必要文書の配付

必要に応じて書類の提出を依頼する。
様式20 来年度の食物アレルギー対応について(お願い) 再確認
以下のうち、必要な文書を保護者に返却し、変更・追加・中止等の確認をしてもらい再度提出を依頼する。
様式5 学校生活管理指導表
様式6 食物アレルギー対応食中止・一部中止(届)
様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届)
様式12 食物アレルギー継続管理表
様式13 食物アレルギー個別対応計画 提出依頼

<継続> ⑪進級・進学・転出時の引継

進級・進学・転出時には、以下の様式を引継情報の伝達を確実に進行。
様式2 食物アレルギーに関する調査票
様式3-1 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(自校・給食センター方式)
様式4 家庭における除去の程度一覧表
様式5 学校生活管理指導表
様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
様式11 エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について(同意書)
様式12 食物アレルギー継続管理表
様式13 食物アレルギー個別対応計画
様式16 食物アレルギー経過記録票 引継

○ 食物アレルギー対応の流れフローチャート（給食センター方式）

<周知> ① 食物アレルギー対応の周知

学校給食における食物アレルギー対応について、周知する。
 様式1 学校教育活動・学校給食における食物アレルギー対応について(お願い) 全員配付

<把握> ② アレルギー疾患を有し、配慮が必要な児童・生徒の把握

入園時
就学時健診時
中学校入学時 申し出

保護者から
新規発症
保健調査票に記入 申し出

<調査> ③ 対象となる児童・生徒の保護者へ各種文書の配付

様式2 食物アレルギーに関する調査票(小学校新1年生は就学時健診で保健調査表に記載があるため配布の必要なし)
 様式3-1 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(自校・給食センター方式)
 様式4 家庭における除去の程度一覧表
 様式5 学校生活管理指導表
 様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届) 提出依頼

④ 保護者との面談実施

食物アレルギー対応を保護者と詳細に確認する。
 ※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
 様式8 保護者面談チェックリスト
 様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
 (養護教諭, 栄養教諭等, 学級担任, 給食主任, 校長, 教頭等) 面談①

<管理> ⑤ 校内での取組の検討

「食物アレルギー対応委員会」を開催
 (校長, 教頭, 給食主任, 養護教諭, 栄養教諭等, 学級担任, センター所長, 校医等)
 校内取組プラン及び個別対応計画する。
 様式13 食物アレルギー個別対応計画 検討

給食センターと協議した後、校長が対応を依頼 → センター長が対応決定

給食センター長からきた対応内容を、食物アレルギー対応(個別対応計画)に入れる。

⑥ 保護者への通知面談実施

食物アレルギー対応(個別対応計画)を保護者に説明し、確認する。
 ※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
 様式11 エビベン®所持者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)(所持時)
 様式12 食物アレルギー継続管理表 通知面談

<対応> ⑦ 学校・給食センター内での確認周知

教職員・給食センター職員で共通理解をし、対応内容を確認する。
 様式14 食物アレルギー給食対応者一覧表
 緊急時の対応研修を行う。
 様式19 エビベン®を学校へ持参している児童生徒について(報告)
 様式21 「アレルギー研修用セット」申込書 確認周知

⑧ 給食センターでの調整(調理員との連携)

給食での対応を開始する。
 ① 毎月 献立表の詳細配付・加工食品配合表等の資料配付(必要に応じて)
 ② 毎月 保護者との面談(必要に応じて) 調理連携

⑨ 緊急時対応を行う。

緊急時に対応を行う。
 様式16 食物アレルギー経過記録票
 様式17 幼児児童生徒の事故について(報告)
 様式18 幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について(報告) 緊急対応

年に1回の見直しを行う。

<確認> ⑩ 食物アレルギー対応の周知各種必要文書の配付

必要に応じて書類の提出を依頼する。
 様式20 来年度の食物アレルギー対応について(お願い) 再確認
 以下のうち、必要な文書を保護者に返却し、変更・追加・中止等の確認をしてもらい、再度提出を依頼する。
 様式5 学校生活管理指導表
 様式6 食物アレルギー対応食中止・一部中止(届)
 様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届)
 様式12 食物アレルギー継続管理表
 様式13 食物アレルギー個別対応計画 提出依頼

確認内容は必ずセンターに連絡する。

<継続> ⑪ 進級・進学・転出時の引継

進級・進学・転出時には、以下の様式を引継、情報の伝達を確実にを行う。
 様式2 食物アレルギーに関する調査票
 様式3-1 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(自校・給食センター方式)
 様式4 家庭における除去の程度一覧表
 様式5 学校生活管理指導表
 様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
 様式11 エビベン®所持者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)
 様式12 食物アレルギー継続管理表
 様式13 食物アレルギー個別対応計画
 様式16 食物アレルギー経過記録票 引継

○ 食物アレルギー対応の流れフローチャート（スクールランチ方式）

<周知> ① 食物アレルギー対応の周知

学校給食における食物アレルギー対応について、周知する。
 様式1 学校教育活動・学校給食における食物アレルギー対応について(お願い) 全員配付

<把握> ② アレルギー疾患を有し、配慮が必要な児童・生徒の把握

中学校入学時 申し出
 保護者から新規発症保健調査票に記入 申し出

<調査> ③ 対象となる児童・生徒の保護者へ各種文書の配付

様式2 食物アレルギーに関する調査票
 様式3-2 食物アレルギー対応依頼書兼同意書(スクールランチ方式)
 様式5 学校生活管理指導表
 様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届)
 ※ 医師から診断されている疾病を除いて、原則、牛乳は飲用する。 提出依頼

④ 保護者との面談実施

食物アレルギー対応を保護者と詳細に確認する。
 ※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
 様式8 保護者面談チェックリスト
 様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票(養護教諭, 学級担任, 給食主任, 校長, 教頭等)
 ※ 弁当の生徒についてもアレルギーのある生徒は随時確認をする。 面談①

<管理> ⑤ 校内での取組の検討

校内で「食物アレルギー対応委員会」を開催(校長, 教頭, 給食主任, 養護教諭, 学級担任, 校医等)
 校内取り組みプラン及び個別対応計画する。
 様式13 食物アレルギー個別対応計画 検討

校長が対応決定

⑥ 保護者への通知面談実施

食物アレルギー対応(個別対応計画)を保護者に説明し、確認する。
 ※ 面談が必要な場合のみとし、文書で確認できる場合は面談を省略してもよい。
 様式11 エビペン®所持者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)(所持時)
 様式12 食物アレルギー継続管理表 通知面談

<対応> ⑦ 学校内での確認周知

教職員で共通理解をし、対応内容を確認する。緊急時の対応研修を行う。
 様式14 食物アレルギー給食対応者一覧表
 様式19 エビペン®を学校へ持参している児童生徒について(報告)
 様式21 「アレルギー研修用セット」申込書 確認周知

⑧ 緊急時対応を行う。

緊急時に対応を行う。
 様式16 食物アレルギー経過記録票
 様式17 幼児児童生徒の事故について(報告)
 様式18 幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について(報告) 緊急対応

年に1回の見直しを行う。

<確認> ⑨ 食物アレルギー対応の周知各種必要文書の配付

必要に応じて書類の提出を依頼する。
 様式20 来年度の食物アレルギー対応について(お願い) 再確認
 以下のうち、必要な文書を保護者に返却し、変更・追加・中止等の確認をしてもらい、再度提出を依頼する。
 様式5 学校生活管理指導表
 様式7 食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開(届)
 様式12 食物アレルギー継続管理表
 様式13 食物アレルギー個別対応計画 提出依頼

<継続> ⑩ 進級・進学・転出時の引継

進級・進学・転出時には、以下の様式を引継、情報の伝達を確実にを行う。
 様式2 食物アレルギーに関する調査票
 様式3-2 食物アレルギー対応依頼書兼同意書(スクールランチ方式)
 様式5 学校生活管理指導表
 様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
 様式11 エビペン®所持者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)
 様式12 食物アレルギー継続管理表
 様式13 食物アレルギー個別対応計画
 様式16 食物アレルギー経過記録票 引継

○ 食物アレルギー対応の流れフローチャート（宿泊行事や学校行事等）



独立行政法人 環境再生保全機構より

食物アレルギー対応様式 一覧表

【記号】◎は全員配付 対象者がいる場合⇒○は配付・回収 ◆は学校が使用 ●は引継必要文書 ※各校の学校事情により配付文書や担当者を決定する。

対応	様式No.	枝番	様式名及び解説	入園時	就学時	入学時	転入時	進級進学時	転出時	該当時	引継	担当	
												各校の担当に○印をつけるか追加記載をしてください。	
周知	様式1		<p>様式名及び解説</p> <p>○4月からすぐに対応できるよう手続き終了の目処は2月末とする。</p> <p>学校教育活動・学校給食における食物アレルギー対応について(お願い)(共通) ◎◎◎◎</p> <p>○入園・就学・入学・転入時に全員に配付し、食物アレルギーの有無を確認する。(必要に応じて様式2も渡す。)</p> <p>○食物アレルギーがある場合、様式2～7を渡す。必要に応じて選択して渡す。</p>	◎	◎	◎	◎					管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	様式2		<p>食物アレルギーに関する調査票(保護者記入用)(共通)</p> <p>○食物アレルギーの基礎調査で、食物アレルギーがあると回答があった保護者全員に記入してもらう。</p> <p>○適切な対応を行うためには、正確な情報の共有が必要となるので必ず提出してもらう。</p> <p>○進学時は、食物アレルギー継続管理表で補えるようであれば、無理にとらなくてもよい。</p>	○	○	○	○	○			●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	様式3	1		<p>食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(自校・給食センター方式)</p> <p>○自校・センター方式の幼・小・中学校用である。</p> <p>○適切な対応を行うためには、正確な情報の共有が必要となるので必ず提出してもらう。</p> <p>○進学時は調理施設が変わるので提出をお願いする。</p>	○	○	○	○	○			●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
		2		<p>食物アレルギー対応依頼書兼同意書(スクールランチ方式)</p> <p>○スクールランチ方式の中学校・中等教育学校用である。情報共有には不可欠である。</p> <p>○適切な対応を行うためには、正確な情報の共有が必要となるので必ず提出してもらう。</p> <p>○進学時は調理施設が変わるので必ず提出をお願いする。</p>			○	○	○			●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式4			<p>家庭における除去の程度一覧表(保護者記入用)</p> <p>○自校・センター方式の幼・小学校用である。</p> <p>○除去食・代替食を実施する条件の一つに家庭でも除去していることあり、状況把握のために必要である。</p> <p>○進学時は、食物アレルギー継続管理表で補えるようであれば、無理にとらなくてもよい。</p>	○	○	○	○	○			●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式5			<p>学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)(幼小中高)</p> <p>○幼小中高用である。文部科学省版に新潟市独自の加筆を加えたものである。</p> <p>○アレルギーを有する児童生徒は、原則全員提出が原則だが、特に除去食・代替食を実施する場合やエビペン®を処方されている場合は、毎年医療機関を受診し、医師の指示を受けたものを提出してもらう。</p>	○	○	○	○	○	○		●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式6			<p>食物アレルギー対応食中止・一部中止(届)</p> <p>○年度途中や進級・進学・転出時で、食物アレルギー対応が一部中止や中止できるようになった場合に提出してもらう。</p> <p>○間違いを防ぐため、口頭ではなく書面にて提出をお願いする。</p>					○	○	○		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式7			<p>給食の飲用牛乳停止・再開(届)(共通)</p> <p>○牛乳は、会計が異なることから別に提出してもらう。再開時も同じ文書を使用する。</p>	○	○	○	○	○	○	○		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式8			<p>保護者面談チェックリスト</p> <p>○保護者面談の際に、漏れ落ちなく確認するために使用する。</p>	◆	◆	◆	◆					管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
	様式9			<p>食物アレルギー対応保護者面談記録票(給食対応必要者用)</p> <p>○保護者面談のまとめに使用する。面談担当者(栄養教諭等・養護教諭・給食主任・学級担任等)が記載する。</p>	◆	◆	◆	◆				●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
様式10			<p>宿泊行事用食物アレルギー事前調査票(保護者記入)</p> <p>○宿泊を伴う際に保護者に記入、提出してもらう。家庭から離れるので、特に丁寧に調査を実施する。</p> <p>保健調査等には書いてこない保護者でも、家庭を離れる際には記載してくる場合もあり、細かな点まで確認する必要がある。保護者に配付する前に、利用宿泊施設に対して、どの程度まで対応できるか確認が必要である。</p>							○		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
様式11			<p>エビペン®所有者の緊急対応の情報提供について(お願い・同意書)</p> <p>○エビペン®を処方されている場合、緊急時の対応及び消防機関への情報提供について同意を得て、提出してもらう。</p>							○	●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	

【記号】◎は全員配付 対象者がいる場合⇒○は配付・回収 ◆は学校が使用 ●は引継必要文書 ※各校の学校事情により配付文書や担当者を決定する。

様式N.○	枝番	様式名及び解説	入園時	就学時	入学時	転入時	進級進学時	転出時	該当時	引継	担当	
											各校の担当に○印をつけるか追加記載をしてください。	
対応	様式12	食物アレルギー継続管理表	○	○	○	○	○	○			●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
		○幼稚園入園から高校卒業までの継続して使用することで、情報の引継が継続される。また、記録が残ることで進級・進学・転出時の個別対応の確認のめれを防ぐ。 ○保護者には、原本を渡し回収する形で実施する。紛失等も考慮し、コピーを取り記録の継続を図る。 食物アレルギー個別対応計画がある児童生徒には、継続管理表と共に個別対応計画(コピー)も渡し確認してもらう。										
	様式13	食物アレルギー個別対応計画								◆	●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
		○食物アレルギーを有する児童生徒への情報把握から緊急時対応まで個別対応計画を作成し、保護者に年1回確認してもらう。様式16食物アレルギー経過記録票とセットにして名前を入れて準備しておく。										
	様式14	食物アレルギー給食対応者一覧表								◆		
		○食物アレルギーを有する児童生徒及び除去食・代替食提供者を一覧にしておくことで情報共有の徹底迅速化を図る。										
	様式15	宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧表								◆		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
		○宿泊行事等において、食物アレルギーを有する児童生徒を一覧にしておくことで情報共有の徹底迅速化を図る。										
	様式16	食物アレルギー経過記録票								◆	●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()
		○食物アレルギーが発症した際に、順を追って経過を記録していくと、漏れなくチェックでき、次の判断へ進める。 様式13個別対応計画とセットにして名前を入れて準備しておく。										
様式17	幼児児童生徒の事故について(報告)(救急搬送)								◆		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	○食物アレルギーによる救急搬送に限らず、救急搬送をした場合は、学校支援課・保健給食課の両方へ速やかに提出する。 ※第一報として速やかに教育委員会(学校支援課・保健給食課)に連絡をする。											
様式18	幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について(報告)								◆		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	○食物アレルギー対応者に誤食があった場合は、保健給食課へ速やかに提出する。 ただし、軽微な場合は報告の必要はない。											
様式19	エビペン®を学校へ持参している児童生徒について(報告)								◆		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	○毎年、エビペン®所有者を保健給食課へ報告する。											
様式20	来年度の食物アレルギー対応について(お願い)							○	○	●	管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	○来年度の食物アレルギー対応について、確認の依頼及び必要書類の提出を依頼する。4月からすぐ対応できるように1月末までに配付する。 ○面談が必要な場合、2月末までには終了しておく。											
様式21	「アレルギー研修用セット」申込書								◆		管理職 給食主任 養護教諭 学級担任 栄養教諭等 ()	
	○校内職員研修時に、エビペン®を保健給食課より借用する場合に提出する。 ※貸し出し希望は第三希望まで記入する。学校側が取りにきて、終了後、返却をする。											

(3) 保護者との面談について

保護者との面談は、対象児童生徒の食物アレルギーに関する情報を詳細に把握し、学校生活を安全に送るために行う。また、保護者に学校給食の提供の流れや学校と調理室の現状を理解してもらい、協力を得る。管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等、関係職員が保護者と面談を行う。

① 食物アレルギーに関する調査票・学校生活管理指導表に基づく確認について

学校生活管理指導表などの提出書類を確認しながら、下記の項目について保護者と職員が情報を共有する。（診断と重症度の確認をする。）

- 原因食物 過去に経験した具体的な食物アレルギー症状 アナフィラキシー発症の有無
- 家庭での様子 主治医 かかりつけ医療機関 エピペン®所持の有無と保管場所
- 緊急時の対応 緊急連絡先 エピペン®所持の場合の消防署への情報提供同意について

食物アレルギーに関する調査票(様式2)・食物アレルギー対応食依頼書兼同意書(様式3-1,2)
家庭における除去の程度一覧表(様式4)・学校生活管理指導表(様式5)
給食の飲用牛乳停止・再開(届)(様式7)・食物アレルギー対応保護者面談記録票(様式9)
エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について(様式11)

② 保護者からの要望事項の聞き取りについて

提出書類をもとに、保護者からの要望を下記の項目について聞き取る。学校給食を行う上で選択できる余地がある場合に、保護者の希望を聞くことができるが、医師の診断をこえたり学校の基本的な考え方を超える希望には対応できないという説明をして、理解をもらうことが重要である。

- 除去食・代替食・弁当持参について 給食以外の食材を使う授業・活動について
- 宿泊行事に参加する場合の食事について 当該児童生徒への個別指導について
- 他の児童生徒への説明について

自校の献立表(献立表への記入について確認)
保護者面談チェックリスト(様式8)・食物アレルギー対応保護者面談記録票(様式9)
宿泊行事用食物アレルギー事前調査票(様式10)
食物アレルギー継続管理表(様式12)

③ 自校の食物アレルギー対応への説明のポイントについて

保護者から要望を丁寧に聞き取った上で、自校の食物アレルギーへの対応について、丁寧にわかりやすく説明し、子供の命と安全を第一に対応することを伝える。

- 本人の安全安心を第一に考えていること 全ての職員で対応していること
- 他の児童生徒と同じように給食を楽しく食べることを目指していること
- 本人・保護者の了解のもと、同じクラスの児童生徒の理解と協力を得ていること
- 代替食・弁当持参時の取り扱いについて 給食費について

④ 自校の教育支援の状況や給食対応の説明について

自校の可能な教育支援の状況や給食対応の現状について丁寧に説明し、保護者の理解を得る。

- 現状のアレルギー対応について 自校の対応できる範囲やクラスでの対応について
- 個別の取組計画について 給食の安全性を維持するための対応について

食物アレルギー個別対応計画(様式13)

【記入例】

平成 年 月 日

〇年 〇組 〇〇 〇〇 さん 保護者 様

新潟市立〇〇〇学校長

エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について (お願い)

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本校ではエピペン® (アドレナリン自己注射薬) を学校へ持参しているお子さんについて、学校生活をより安心して安全に送るようにするため、また、適切な対応ができるように学校と消防機関が連携をしております。

つきましては、お子さんがアナフィラキシーを発症した場合、年に一回事前に以下の情報を消防機関へ提供させていただくことに同意いただき、下記の必要事項について記入し、学校へ提出をお願いします。

記

新潟市立 〇〇〇 学校長 様

〇年〇組 氏名 〇〇 〇〇

エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について (同意書)

1 エピペン®を処方した医療機関名 新潟〇〇〇病院

2 主治医 氏名 小児科医 〇〇 〇〇

3 救急搬送を希望する医療機関名 新潟〇〇〇病院

(*緊急性を要するため、症状によっては救急隊の判断で上記の医療機関に搬送しない場合もありますのでご了承ください。)

緊急時の対応に活用するため、上記の内容について消防機関へ伝えることに同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名 〇〇 〇〇 印

(4) 学校生活管理指導表について

【留意事項】

- 管理指導表の内容については、教職員全体で共通理解しておく。
- 児童生徒の個人情報に記載されているので管理には十分注意する。
- 管理指導表の取り扱いについて保護者及び児童生徒に説明し、事前に同意を得ておく。
- 学校給食でのアレルギー対応の有無に関わらず、食物アレルギーを有する児童生徒については、年1回、医師の診断による学校生活管理指導表（様式5）の提出を求める。（前年度と症状や対応などに変化がない場合は、診断期日を修正してもらい、医療機関からの印をもらう。（自由診療）（新入生は入園・入学時、在校生は年度末に、翌年分の学校生活管理指導表の提出を求める。）
- 進学時（小学校→中学校、中学校→高等学校）には、学校生活管理指導表を引き継ぐ。
- 入学後、年度途中で食物アレルギーを発症した場合は、その時点で学校生活管理指導表の提出を求める。
- 学校生活管理指導表を医師に記入してもらう際は、除去に関する詳細対応（加熱・生・だし・揚げ油など）についても明記してもらう。

① 学校生活管理指導表の活用

- ア 給食の提供については、学校生活管理指導表をもとに保護者と相談の上、家庭での食生活の状況など、詳細な情報を収集し、具体的な対応を決定する。
- イ 学校生活指導管理表及び保護者との面談結果をもとに、学校給食での対応が必要な場合は「個別対応計画」を作成し、緊急時の対応等について保護者に確認をとる。この際に「食物アレルギー継続管理表」（様式12）を保護者に記入してもらう。
- ウ 年度途中で学校生活指導管理表の内容について変更がある場合は、提出済みの学校生活管理指導表を医師より加除訂正をしてもらい、「食物アレルギー継続管理表」（様式12）と共に保護者より提出してもらう。

保護者に「学校生活管理指導表」を加除訂正のため戻す際は、コピーをとり、学校用として記録を残し、保管しておく。

- エ 喘息、アトピー性皮膚炎等により複数の診療科目を受診している場合は、必要に応じてそれぞれの担当医師が管理指導表を記入して提出するよう保護者へ依頼する。
- オ 活用終了後、対応の必要がなくなった場合や対象の児童生徒が卒業・転出する場合は管理指導表を保護者に返却する。
- カ 管理指導表の保管期間は、原則、児童生徒の在学期間中とする。（進学先へは前年度の分を送る。）

② エピペン®等の処方を受けている児童生徒について

- ア 学校給食でのアレルギー対応の有無にかかわらず、エピペン®等の処方を受けている児童・生徒については、年1回、学校生活管理指導表の提出を求める。（年度末に翌年分の提出を求める。）
- イ 年度途中で学校生活管理指導表の内容について変更がある場合の対応は、提出済みの学校生活管理指導表に医師より加除訂正をしてもらい、「食物アレルギー継続管理表」（様式12）と共に保護者より提出してもらう。
- ウ エピペン®を処方されている児童生徒については、担任が毎朝持参しているかの有無を確認する。

(5) 学校生活上の配慮と管理について

① 校内取組プランの作成と留意点

学校では「食物アレルギー対応委員会」（管理職・該当学級担任・保健主事・給食主任・養護教諭・栄養教諭等）を設置する。委員会では、安全に学校給食が提供できるよう協議し、3月中に翌年度の食物アレルギーに関する給食対応の基本方針を決定し、「校内取組プラン」を作成する。

【作成にあたっての留意点】

ア 学校の給食の提供方法（自校・給食センター・スクールランチ）や調理場の施設設備の状況、調理の人的配置、給食の提供数、食物アレルギー児童生徒の状況等実態に応じた給食対応の基本方針を検討し、作成する。

イ 食物アレルギーを持つ児童生徒の人数や医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」をもとに、どのような対応が必要で可能であるかを十分に検討し、詳細な献立表対応・弁当対応・除去食対応・代替食対応などの基準を決定する。その際、「アレルギー対応の配慮事項」（P28）を参考にする。

ウ 校内取組プランの内容としては、次の事項を明記する。

(ア) 食物アレルギーを有する児童生徒の状況

(イ) アレルギー対応食を提供する基準については、校内体制や施設の実情に合わせた対応となるよう、校長が総合的に判断して決定する

(ウ) 月毎の献立やアレルギー対応についての決定の手順

(エ) 日常の食物アレルギー児童生徒への給食提供の手順（調理室・教室）

(オ) 緊急時の対応や校内体制

(カ) 学級での食物アレルギーについての指導事項

② 個別対応計画の作成と引き継ぎ

ア 食物アレルギー対応委員会では、「保護者との面談調書」及び医師の診察や検査に基づく「学校生活管理指導表」をもとに、対象となる児童生徒ごとに検討し、個別対応計画の内容を決めて作成する。

イ 決定した個別対応計画の内容については、校内において説明会や研修会を行い、全教職員に周知・徹底する。なお、この内容については、保護者の了解を得て、共通理解のもとに進める。

ウ 個別対応計画（様式13参照）の内容としては、次の事項を明記する。

(ア) 児童生徒の氏名・性別・生年月日

(イ) アレルゲンと症状について

(ウ) 給食での対応と配慮事項

(エ) 日常生活や行事等への参加時の配慮事項

(オ) 主治医と緊急時搬送先医療機関

(カ) 緊急時の対応（症状の確認と内服薬・エピペン®の使用について）

(キ) 保護者連絡先（自宅と保護者の携帯等）

エ 個別対応計画は、個々の体調（症状）の変化にあわせて、随時、見直しをしながら修正を行っていく。また、進学する際については、進学先へ個別対応計画を送付して、学校間で引き継ぎを適正に行い、児童生徒が安全な学校生活が送れるように確実な連携をする。

③ エピペン®を処方されている児童生徒の情報共有について

ア 医師からエピペン®を処方されている児童生徒が在籍している場合は、事前に保護者と緊急時の対応やエピペン®の取り扱い・保管場所・搬送先医療機関等について確認する。そして、消防機関への情報提供について同意を得るとともに「エピペン®所持者緊急対応の情報提供について（同意書）」（様式11）の提出を求める。

イ 教育委員会に「エピペン®所持者調査報告書」（様式19）を提出する。

ウ 年度途中で新規のエピペン®処方された児童生徒がいる場合は、その都度速やかに報告する。

【参考例】 食物アレルギー校内取組プラン 平成 年 月 日
〇〇学校 食物アレルギー対応委員会

1 目的

食物アレルギーを有する児童が健康で安全に学校生活を送ることができるよう、全職員で共通理解し、組織で対応し、円滑に確実に進めていく。

2 食物アレルギー対応児童

全校〇〇名 (〇年〇名 〇年〇名 〇年〇名 〇年〇名 〇年〇名)

3 内容

(1) 食物アレルギーを有する児童の対応について

① 新入生について

ア 就学時健康診断で対象児童を把握し、入学前に個別面談（保護者・管理職・養護教諭・栄養教諭等）を行い、学校生活管理指導表の確認、給食の提供方法、緊急時の対応等について決定する。

イ 給食開始前に保護者・対象児童と学級担任・養護教諭・栄養教諭等で実際の給食の配膳方法等を確認する。（平成 年 月 日）

② 新入生以外の食物アレルギーを有する児童について

年度末に新年度分の「学校生活管理指導表」の再提出を求め、これを基に個別対応計画を見直し、保護者に再確認してもらう。

③ 学級担任の役割

ア 学級担任は「食物アレルギー児童名簿」「保健調査票」で対象者を確認する。

イ 給食開始前に学級担任は対象児童と給食の配膳時の手順や留意点、家庭から持参した代替食の保管方法・エピペン®の保管場所を確認する。

(2) 食物アレルギー対応の基本方針

- | |
|--|
| <p>① 安全を最優先して給食を提供することを原則とする。従って、個々の対応は「学校生活管理指導表（医師の診断書）」に基づいて行う。</p> <p>② 当校の給食における設備及び人員配置、食物アレルギー児童数等の現状から、安全に給食提供を行うため、除去食の提供（下記*「給食室で除去食を提供するもの」と代替食持参の対応を行う。</p> <p>③ 給食対応ができない児童については、医師からの診断をもとに学校施設の状況や実情により、弁当持参の対応を家庭に依頼する。</p> <p>④ 除去食提供に当たっては、安全確保のため、完全除去対応（提供するかしないか二者択一）とする。（少量・半分の提供はしない）</p> |
|--|

(3) 食物アレルギーを有する児童への給食の提供方法について

【除去食提供について】

- ① 除去食は、校内の基準において提供する。このことについては保護者から協力を得られるように丁寧に説明をする。
- ② 除去食を提供する際は、個々の除去食を盛りつけた食器にラップを掛け、「〇年〇組 氏名〇〇〇〇さん〇〇（食品名）抜き」と明記したカード等をつける等して各学級のワゴンに載せる。
- ③ 除去食は給食室で予め多めに盛りつけ、教室でおかわりはしない。

【弁当持参（一部も含む）について】

- ① 弁当が必要な児童は家庭から保冷・保温容器等（〇年〇組氏名記入）に入れて持参する。
- ② 学級担任は弁当を朝学習前に確認し、教務室の冷蔵庫または冷蔵庫上のカゴにて保管する。
- ③ 保管する際は、冷蔵庫壁面のチェック表の対象児童の欄に〇印を記入する。弁当は給食準備中に学級担任または本人が教務室に取りに来る。
- ④ 教務室にいる職員は名前を確認し、チェック表を点検して弁当を渡す。
- ⑤ 子どもには冷蔵庫を開けさせない。
- ⑥ 家庭から必要な弁当を持参しない場合は、学級で配膳時に他の副食等を多めに盛りつける。

（４） 献立の確認方法について

- ① 栄養教諭等は毎月25日までに翌月分のアレルギー食品をチェックした献立表を各家庭に2部配付し、対応を確認してもらう。（個別ファイル使用）
- ② 可能な限り、アレルギー物質を含まない材料を選択して、献立を立てる。
- ③ 栄養教諭等は家庭から提出された「追加・変更等確認済みの献立表」を学級担任・教務室・保健室に「決定版」として配付する。（変更がある場合、保護者にも「決定版」を配付する）
- ④ 給食室では必ず、複数で各学級のワゴン上の除去食と献立表を確認する。
- ⑤ 各学級では必ず、一番最初にアレルギー対応児童の給食を配膳し、対象児童と学級担任が献立表と配膳された給食とを見比べて間違いのないことを確認して、給食を開始する。
- ⑥ アレルギー用献立表は、各教室の学級担任の机の大きな引き出しに、赤いファイルに入れ保管する。
- ⑦ 学級担任が不在の場合は、必ず他の職員がこのファイルの献立表を確認して給食を開始する。

（５） 緊急時の対応について

- ① 食物アレルギーを有する児童に誤ってアレルギー食品が配膳された場合は、直ちに給食を中止し、校長に報告する。（安全確認後、給食再開）
- ② 食物アレルギーを有する児童が誤ってアレルギー食品を食べてしまった場合は、直ちに給食を中止し、救急体制をとる。（応援の職員を呼び、校長・養護教諭・栄養教諭等を招集し、対応に当たる）
- ③ 摂取量の多少や症状の有無に関わらず直ちに対応する。
- ④ 緊急時は別紙「食物アレルギー事故発生時校内救急体制」をとる。
- ⑤ 養護教諭は直ちに状況把握・健康観察を行い、必要な救急処置を行う。緊急性が高いと判断された場合は学校長の指示で救急車を手配し、医療機関へ搬送する。
- ⑥ 学級担任は家庭へ連絡をとり、直ちに学校あるいは医療機関へ出向いてもらうよう依頼する。
- ⑦ 校長は、全体の状況を把握し対応を指示すると共に、教育委員会へ報告する。事故報告（様式17）は、学校支援課と保健給食課の二課に、誤食・誤配（様式18）は保健給食課のみに報告する。誤食で救急搬送の場合は（様式17）を二課に報告する。

（６） 給食時以外の教育活動での食物アレルギーを有する児童の対応について

- ① 給食以外に食品を扱う場合（家庭科・生活科で調理する、図工・生活科で食品容器を使う等）は、事前にアレルギーを発症する可能性について家庭と連絡をとり、確認する。
- ② 校外学習等で弁当を持参する場合、友達の弁当と交換したり、あげたりもらったりしない。
- ③ 修学旅行・自然教室等、校外学習先で食事を摂る場合は、献立を予め示し、食事の内容等について保護者と対応について打ち合わせを行う。
- ④ 食事以外で日常生活上、配慮が必要な児童については、個々の支援体制をもとに対応する。

(7) 学級での指導事項について

- ① 食物アレルギーについて、発達段階に応じて説明する。食べられない食品があるが、好き嫌いやわがままではないことを理解させる。(差別や偏見・いじめ等を防止する)
- ② 給食の準備は、食物アレルギーを有する児童の配膳を一番に行う。学級全員で協力して安全に配膳できるよう協力を求める。
- ③ 食物アレルギーを有する児童と食物を交換したり、食物をあげたりしない。
- ④ 食物アレルギーを有する児童生徒が、食後に体調を崩した場合は、直ちに近くの職員に知らせる。
- ⑤ 食物アレルギーについては発達段階に応じて本人の意識や態度を高揚させるように指導を継続していく。また、周囲の児童に対しても指導をあわせて行う。

※食材は各校の実情により提示してもよい。

《本校の給食室で除去食を提供するもの》

〇〇, 〇〇, ……

◎上記以外は家庭から持参してもらう。

(8) 給食費について

- ① 原則として「アレルギー対応食」や「一部弁当」「時々弁当」の対象児童は全額給食費を徴収する。
 - * 「一部弁当」・・・給食の献立1食分のうち、おかず等1品のみ家庭から持参する場合
 - * 「時々弁当」・・・毎日ではないが、時々1食分すべてを家庭から持参する場合
- ② 「弁当持参」の児童は給食費を徴収しない。
- ③ 飲料用牛乳のみを中止する場合は牛乳代のみ返金する。(医師の診断ある者)
- ④ 該当の保護者に年度当初に丁寧に説明する。
- ⑤ 教職員の給食は、除去食や代替食は行わないため、給食費は全額徴収する。



独立行政法人 環境再生保全機構より

※様式は学校実情に応じて追加・修正・簡素化をしてよい。

様式13-表
(別紙3)

【記入例】 平成〇〇年度【食物アレルギー 個別対応計画】

〇年 〇組(〇〇 〇〇)男・(女) 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

1 診断名 (食物アレルギー)(即時型(運動誘発型))・(アナフィラキシー)・(喘息)・アトピー性皮膚炎
エピペン®の(有)・(無) 内服薬(〇〇〇持参) 保管場所(ランドセル内のポケットの中)

2 原因食物 (牛乳 卵 落花生)

3 症状

牛乳 → アナフィラキシーショック
卵 → じんましん
そば → □内のかゆみ □周囲の発赤

4 給食での対応

献立対応 ◎ 一部弁当対応 ◎ 一部除去食対応 ・ 弁当対応
その他(飲料用牛乳提供停止, 乳・卵・そばを含む物は提供しない)

5 学校生活での配慮事項

教育活動	確認項目	具体的配慮と対応
給食	給食の選択について	・弁当持参と除去食提供
	除去する食品や内容について	・牛乳・乳製品は家庭より代替食を持参 ・落花生・卵は除去食提供
食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について	・乳製品の接触・摂取が不可能なため、調理実習等では使用しない。
運動 (体育・部活動など)	運動誘発アナフィラキシー	・なし
	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	・あり 食後の運動禁止 5限体育不可
宿泊を伴う 校外活動	食事について	・食事提供先と十分な検討が必要
	寝具について	・そばがらの枕は禁止
	その他	・キャンプファイヤーでの煙に注意
その他	清掃時	・マスク使用(埃に注意)

6 緊急時計画及び経過記録票

- (1) 誤食・症状がみられたら、その場を動かさず、離れず、応援職員を呼び、経過観察
 (2) 何をどれくらい食べたか、把握する ()
 (3) 初期対応 ①安静 (足を高くして寝かせる) ②うがい ③手洗い ④洗顔 ⑤洗眼

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳 <input type="checkbox"/> 単発的な咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢
目・口・鼻・顔面の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がる蕁麻疹 10 個以上 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり

上記の症状が 1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合	1つでもあてはまる場合
① ただちにエピペン®を使用する ② 救急車を要請する ③ その場で安静を保つ (立たせたり、歩かせたりしない) ④ その場で救急車を待つ ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる ⑥ 心肺蘇生・AED準備 ただちに救急車で医療機関へ搬送	① 内服薬を飲ませ、エピペン® 準備。 ② 速やかに医療機関を受診する。(救急車要請も考慮) ③ 医療機関到達まで経過観察。左記の症状1つでエピペン® 使用 速やかに医療機関を受診	① 内服薬を飲ませる。 ② 少なくとも1時間は5分ごとに経過観察。症状の改善がみられないときは医療機関を受診する。(救急車要請も考慮) 安静にし、注意深く観察

緊急

受診

注意

留意点 乳製品の誤食ではアナフィラキシーショックを起こす可能性が高い。迷わずにエピペン®を注射し、救急搬送する。

救急搬送先医療機関 ○○医師 025-○○○-○○○○ 主治医 _____ TEL _____

119 救急車をお願いします。
 住所は新潟市 ○○区○○○○町です。新潟市立 ○○○ 学校です。
 ○才男子が食物アレルギーの症状を起こしています。
 エピペン®を携帯しています。(使用の有無) ○○病院に連絡しています。
 折り返しの連絡先は「氏名 電話番号」です。

緊急連絡先	電話番号	備考
自宅	025-○○○-○○○○	
(母携帯)	090-○○○○-○○○○	勤務先○○ TEL○○○-○○○ ○
(父携帯)		

5 新潟市の学校給食のシステム及び食物アレルギー対応条件

(1) 新潟市の学校給食のシステムについて

新潟市の学校給食は、表1のように主に三つの方式で運営されている。そのため、食物アレルギー対応も施設によって対応できる内容が異なる。

＜表1＞新潟市の学校給食のシステム

方式	自校給食方式	給食センター方式	スクールランチ方式
調理場所	学校または園	給食センター	民間の給食センター
配送		各校へ配送	各校へ配送
校種	幼稚園 小学校 中学校 特別支援学校	幼稚園 小学校 中学校	中学校 中等教育学校
提供	全員		給食と弁当の選択
栄養教諭等	学校に配置 (ただし兼務もあり)	センターに配置 (在籍は学校)	教育委員会 (保健給食課に配置)

(2) 新潟市の学校給食での食物アレルギー対応基準について

① 給食でのアレルギー対応をする条件

ア 医師の診察・検査により、「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があることとし、学校給食でアレルギー対応をする場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

イ 基本的に1年に1回は受診し、医師の評価を受けていること。

ウ 定期的に受診し、検査を受けていること。

エ 家庭でも原因食物の除去を行うなどの除去食療法を行っていること。

上記4点にすべて該当することを条件とする。

※ 飲用牛乳は医師の診断を受けているもの以外の停止は原則として行わない。

※ 教職員が食べる給食については、除去及び代替食の対応は原則行わない。(児童生徒の健康管理を優先に対応する。)

② 新潟市の学校給食の食物アレルギー対応表

各方式別に、表2のように対応する。



＜表2＞各方式別食物アレルギー対応表

方式	自校給食方式	給食センター方式	スクールランチ方式
除去食・代替食	※対応	※対応	
自分で除去(献立表確認)	対応	対応	対応
弁当持参	対応	対応	対応

※ 対応の範囲は、各施設で異なる。

(3) 給食配膳時等での留意事項

① 自校給食の場合

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の献立については、学校関係者と保護者の双方で対応を十分確認して、給食を提供する。
- イ 教室では食物アレルギーを有する児童生徒の給食を「食物アレルギー児童生徒の個別献立表」をもとに「一番」に配膳する。(除去食・代替食の確認)
- ウ お代わりにによる誤食がないようにする。
- エ 食事を開始する前に、「食物アレルギー児童生徒の個別献立表」を本人と学級担任等、複数人で再確認する。
- オ 「食物アレルギー児童生徒の個別献立表」は教室の定位置に置き、学級担任不在時でも他の教職員が確実にアレルギー食の確認・対応ができるようにする。

② 給食センターの場合

- ア 学校と給食センターは、情報を共有し、連絡を密にして、誤配りや誤食が無いように十分注意する。
- イ 給食センターは、アレルギー対応食を提供する際は、配送前に再確認する。
- ウ 学校は配膳前に自校給食の場合と同じ手順で配膳し、誤配り・誤食を防止する。

③ スクールランチの場合

- ア 学校は、一般の献立表とは別に詳細な献立表や使用食材表「アレルギー原因物質含有食品報告書」を新潟市教育委員会保健給食課のホームページで公開していることを保護者に周知する。担任、給食担当者が中心となって、確認する。
- イ その内容について家庭で十分に確認の上、ランチの申し込みを行うように指導し、徹底させる。
- ウ 家庭でホームページを閲覧できない場合は、紙面での配付等の配慮をする。
- エ 除去食・代替食の対応はできないため、アレルギー食物を含む献立の日は、弁当対応とする。
- オ 食物アレルギーを有する生徒は、給食時は特に留意し、自分で適正に行動できるように指導を徹底する。(全職員に対して校内で周知する)
- カ 食物アレルギーを有する児童・生徒についてHPで掲載されている献立等で不明な点等がある場合は、教育委員会保健給食課まで相談をして指導を仰ぐ。



独立行政法人 環境再生保全機構より

(4) 食物を扱う教育活動（食物を扱う授業・行事・校外学習・宿泊を伴う学習等）について

学校の教育活動において給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱ったり、宿泊を伴ったりする場合は、食物アレルギーを有する児童生徒に影響がないかどうかを事前に検討し、個別計画を作成する。

① 食物を扱う学習活動（調理実習・生活科・総合的な学習の時間・特別活動等）

ア 食物を取り扱う教育活動では、学級担任は、教科担任、養護教諭、栄養教諭等と連携し、保護者と確認を取りながら、食物アレルギーの事故発生防止に努める。

また、活動を行う学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合でも近くの学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合には、影響が及ばないか十分検討する。

イ 学級担任及び教科担任は調理実習の内容について、必ず保護者に材料を伝え、保護者はアレルゲンとなる食品が含まれていないか確認をする。

ウ アレルゲンとなる食品の取り扱いについて、学級担任及び教科担任は保護者と対応を確認する。

エ 摂取はしないが、接触・吸入等で配慮の必要な活動について、見直しを行う。

（例）うどん・パン・そば・味噌・アイスクリーム・カレー等の調理

小麦粘土の使用、牛乳の空きパックの使用、豆まき・落花生の栽培、等

② 行事（文化祭のバザー・PTA活動等）

ア 学校行事のバザー・PTA活動等で、食品販売・食品提供を行う場合は、食品の内容（原材料）を事前に保護者に連絡し、対応を検討する。

イ 食品の内容（原材料）が明確にならない場合は、事前に保護者及び本人にその旨を連絡し、他のアレルゲンを含まない食品を家庭から持参してもらうなど、対応を検討する。

③ 校外での学習活動（校外学習・宿泊を伴う行事等）

【校外学習】

ア 遠足・校外学習等で弁当やおやつを持参する場合は、友達同士で交換をしないよう事前指導を行う。

イ 食物アレルギーを有する児童生徒で、エピペン[®]や内服薬を学校に持参している場合は、校外学習の際も携行するよう指導し、保管場所や緊急時の搬送先等を確認しておく。

【宿泊を伴う行事・学習】

宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧表（様式15★別紙4：記入例P27）を作成し、情報の共有と迅速化を図る。

ア 宿泊を伴う学習の場合、事前の健康調査を行うとともに、食物アレルギーを有する児童生徒には「宿泊行事用食物アレルギー事前調査票」（様式10）を保護者に提出してもらう。

イ 行事担当者は、宿泊先や昼食場所等での食事内容について、行程と共に献立と成分表等を取り寄せ、打ち合わせを行う。その後、学校（学級担任・養護教諭・栄養教諭等）と保護者の双方でアレルギーチェックを行う。

- ウ 行事担当者は、旅行業者・宿泊施設等に食物アレルギー対応を依頼し、詳細について確認する。
- エ 学級担任は決定した「アレルギー対応食」について、保護者に確認をとり、本人と共に事前に注意事項等を指導する。（食事やお土産の試食を断る等）
- オ そばアレルギーの児童生徒がいる場合、行事担当者は宿泊先の寝具について確認し、本人及び同室の全ての枕を「そば殻」でないものを用意してもらう。
- カ 緊急時に備え、周囲の医療機関をリストアップし、迅速に対応できるようにしておく。
- キ 緊急時の対応について、事前に保護者と相談し、薬品やエピペン®の取り扱い等を確認しておく。

④ 宿泊行事等の食物アレルギー対応時チェックリスト

- 宿泊場所の選定 旅行社との連携（飛行機にエピペン®を持ちこむ際連絡）
- 食事について（提供先・保護者と確認・検討したか）
- 寝具について（宿泊先にそば殻枕の撤去を依頼したか）
（喘息や動物アレルギーの児童生徒では羽毛布団も配慮が必要）
- 緊急時について
（医療機関リスト・エピペン®の携帯・内服薬の携帯）
- 食物アレルギーを有する児童への確認事項
 - ・ アレルギー対応食以外は食べない。（弁当・おやつ・食事・土産の試食等）
 - ・ 誤食したとき、具合が悪いときはすぐに近くの職員に知らせる。
 - ・ 自由行動中の活動や食事の検討

(5) 食物アレルギーを有する児童生徒及び周囲への指導事項

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒に対し、発達段階に応じて個別に保健・栄養・生活指導を行い、児童生徒自身の自己管理能力を育成する。

【指導内容例】

- (ア) 自分にとって安全な食品と安全でない食品の見分け方（献立表の見方）
- (イ) 安全でない食品が提供されたときの対処の仕方
- (ウ) アレルギー反応による症状が出た時の対応方法
- (エ) アレルギー反応による症状が出ている時の伝え方（本人にアレルギー症状が出た場合、速やかに周囲に伝え、援助をしてもらう）
- (オ) 食品表示の見方（発達段階に応じて判断できる力）

- ② 各学級では、食物アレルギーについて指導し、食物アレルギーを有する児童生徒について、他の児童生徒の理解と協力を得る。

【指導内容例】

- (ア) 食物アレルギーの症状について
- (イ) 給食時の注意点について
- (ウ) アレルギー対応の児童生徒の給食は1番に配膳する。
- (エ) 給食の交換をしない。
- (オ) 食物アレルギーの反応が出ている友達がいた時の対応について
（速やかに近くの職員に連絡し、応援を呼ぶ等）



＜宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧表＞ 新潟市立

〇月 〇〇日 ～ 〇月 〇〇日 宿泊先 ホテル〇〇〇

クラス	性別	名前	食物アレルギー		除去食の希望	備考
			該当食材	度合		
〇年〇組	女	〇〇 〇〇	卵・魚卵	<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input checked="" type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	生食で反応するため、調理器具 まででは分けなくても良いが、除 去食は完全加熱してあること。
〇年〇組	男	〇〇 〇〇	小麦・卵	<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input checked="" type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	微量でもアレルギー反応がある ため、完全除去すること。調理 器具も分けること。また、配膳 も本人の名前をつけてわかるよ うにすること。
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生が不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	

6 学校給食における配慮と管理

(1) 安全なアレルギー対応給食提供のための基本事項

- ① 全職員が食物アレルギー及びアナフィラキシーに関する正しい知識を持つ。
- ② 全職員が「校内取組プラン」を把握しておく。
- ③ 定期的に保護者と面談を行い、食物アレルギーのある児童生徒の健康状態や対応の内容について、共通理解する。
- ④ 栄養教諭等は、食材料が確認できる詳細な献立表を作成する。
- ⑤ 管理職を含む校内食物アレルギー対応委員会の職員等は、栄養教諭等が作成した献立表・詳細献立と食品成分配合表等を照らし合わせて確認する。
- ⑥ 栄養教諭等は、食物アレルギーのある児童生徒と保護者及び関係職員（調理員、担任等）に詳細献立を周知する。
- ⑦ 栄養教諭等は、詳細な献立表をもとに保護者と相談し、給食提供のための具体的な対応を決定する。
- ⑧ 栄養教諭等は、食物アレルギー対応表（対応についての一覧表や指示書など）を作成し、調理員に周知するとともに、調理室内に掲示をする。
- ⑨ アレルギー対応食が該当の児童生徒に確実に配膳できるようにする。
- ⑩ 担任等は、給食当番についても事前に確認する。また、食事中にアレルゲンを含む給食を誤食しないよう注意する。
- ⑪ 担任等は、他の児童生徒にも食物アレルギーに関する理解や協力について指導をする。

(2) アレルギー対応の配慮事項

給食の提供におけるアレルギー対応は、以下の4種類から最適な対応レベルの組み合わせを考えて、実施する。

アレルギー対応の決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）、対応を行うための学校及び給食センターの状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して行う。

保護者の求めるままに学校及び給食センターの実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性がある。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも安全性を最優先し医師の診断と指示に基づいて行うものである。

- ① 詳細な献立表による情報提供及び除去食（自己除去）対応（レベル1）
- ② 弁当持参対応（レベル2）
- ③ 除去食対応（レベル3）
- ④ 代替食対応（レベル4）

- ① 詳細な献立表対応及び除去食対応の場合（レベル1）（自分で除去することはしない）
 - ア 食物アレルギーを有する児童生徒の家庭・担任等に、使用する食材料がわかる詳細な献立表を配付する。
 - イ 保護者と食べられる献立や自己除去する献立を相談し、決定する。
 - ウ 食物アレルギーを有する児童生徒が除去する食品を把握し、自己除去できるよう、保護者に協力を求める。
 - エ 担任等も除去する食品を正しく把握しておく。特に低学年では、自己管理能力が未熟なため、担任等が補助する。

② 弁当持参対応の場合（レベル2）

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の家庭・担任等に、使用する食材料がわかる詳細な献立表を配付する。保護者と給食が食べられる日と弁当持参の日を相談し、決定する。
- イ アレルギーの原因食品と同等の栄養価が確保できるよう、食品選択や献立について必要に応じて保護者に助言する。
- ウ 持参した弁当は安全かつ衛生的に保管できるよう、学校の状況に応じて保護者との面談で決定する。

③ 除去食対応の場合（レベル3）

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒の家庭と担任等に、使用する食材料がわかる詳細な献立表を配付する。
- イ 除去する献立について保護者と相談し、決定する。
- ウ 連絡ノートなどを別に作成し、対応の状況を記録しておく。
- エ 除去食対応について調理指示書や作業工程表、作業動線図で明確にし、確実にアレルギー対応食を調理・配食できるようにする。
- オ 調理過程では、調理道具や配膳場所も別にし、アレルゲンの混入に注意する。
- カ 除去食を該当の児童生徒が間違いなく食べられるよう、確実に運搬、配膳する。

④ 代替食対応の場合（レベル4）

- ア 学校の実情に合わせて実施の有無を決める。
- イ 食物アレルギーを有する児童生徒の家庭・担任等に、使用する食材料がわかる詳細な献立表を配付する。
- ウ 代替食を食べる献立について保護者と相談し、決定する。
- エ 連絡ノートなどを別に作成し、対応の状況を記録しておく。
- オ 代替食対応について調理指示書や作業工程表、作業動線図で明確にし、確実にアレルギー対応食を調理・配食できるようにする。
- カ 調理過程では調理道具や配膳場所も別にし、アレルゲンの混入に注意する。
- キ 代替食を該当の児童生徒が間違いなく食べられるよう、確実に運搬、配膳する。

(3) 施設での給食提供時の注意事項

① 安全性の確保を目的とした学校給食の提供の考え方

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。また、安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

使用する食物や弁当対応を考慮する対象も検討する。

〔使用する頻度を検討する必要がある食物〕

ア 特に重篤度の高い原因食物：そば、落花生（ピーナッツ）、キウイ

学校給食での提供を極力減らす。提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とする。

イ 特に発症数の多い原因食物：卵・乳・小麦・えび・かに。

次のように提供方法等を工夫する。提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とする。

- a 可能な限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化する。
- b 同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、一週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなど考慮する。
- c 加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。

ウ その他、対応申請のあった食物

学校の実情や児童生徒の実態に応じて、対応を検討する。

〔調味料・だし・添加物〕

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、基本的に除去する必要はない。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

〔調理等の工夫（例）〕

栄養教諭等は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認する。

- (ア) 原因食物を使用しない調理方法にする。
- (イ) 原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにする。
- (ウ) 原因食物が入っている料理と、除去した料理で形を変えてわかりやすくする。

〔料理名・使用食品の明確化〕

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫する。（成分が分かりやすいもの）
 献立表の作成にあたっては、栄養教諭等が献立表・詳細献立を作成した後、管理職を含む校内食物アレルギー対応委員会の職員等で献立表・詳細献立と食品成分配合表等を照らし合わせて確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。

(ア) 献立表

- ・料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、学校関係者、調理関係者、保護者等を含む関係者全員で同一のものを共有する。（保護者がわかりやすいように簡潔にまとめる）※原因食品が献立表に明らかにされていること

・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにする。

(イ) 料理名

・原因食物が使用されていることが明確な料理名とする。

〔弁当対応の考慮対象〕

以下の(ア)、(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

(ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある。
- c 多品目の食物除去が必要
- d 食器や調理器具の共用ができない。
- e 油の共用ができない。
- f その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(イ) 施設の整備状況や人員の体制が整っていない場合



② 実施献立の共有

決定した献立は、詳細な献立表とともに、栄養教諭等と保護者(及び児童生徒)とで確認し、学校・給食センターの関係職員と共有する。共有の方法は、食物アレルギー対応委員会で明確にしておく。

【献立変更時の対応方法の決定】

献立の変更は、やむを得ない場合のみとし、児童生徒、保護者及び関係者全員が情報を共有できるように、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、マニュアルや個別の取組プラン等に記載する。

【検討内容】

連絡方法や、保護者や主治医と連絡がとれなかった際の対応等

【献立変更の可能性】

自然災害や天候不順等、納品された食品が発注と異なっていた場合など

③ 問題への対応を報告する体制の整備

事故(救急搬送)は、速やかに第一報を教育委員会(学校支援課・保健給食課)へ報告する。誤食誤配があった場合は、症状の有無に関係なく(保健給食課)へ速やかに第一報を報告する。(救急搬送で誤食誤配の場合は学校支援課と保健給食課への報告は様式17のみ)

学校や給食センターで起きたすべての事故及び誤食・誤配は、定期的に施設ごとに対応方法の評価、検討を行う。また、誤食があった場合は、症状の有無や程度に関係なく、教育委員会等へ報告する。

④ 調理器具、食材の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぐ。

〔調理器具〕

・対応食専用の調理器具や食器具類を使用することが望ましい。その場合は、一般の調理器具や食器具類と区別して保管する。

- ・給食センター方式では配送用の個別容器を用意する。学校ではそれを置くスペースを確保する。

〔食材〕

- ・物資選定委員会等で決定された安全なものを使用する。
- ・対応用食材は、他の食材と区別して保管する。

⑤ 調理担当者の区別化

- ・対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによる間違いを防ぐ。
- ・調理員が十分な数を配置できない場合でも、調理作業等を区分して行えるように配慮する。
- ・作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業をするかを確認する。

⑥ 調理作業の区別化

- ・対応食を調理する作業を区別化することが望ましい。
- ・対応のための作業動線図を作成し、事故発生予防に留意する。
- ・調理している途中の対応食用に取り分ける等の作業（釜での調理、卵を入れる前に取り分けるなど）の場合でも、混入を防ぐために、作業動線図を活用するなどにより、作業を区別化する。

⑦ 確認作業の方法、タイミング

事前に、確認作業の方法（確認者、ダブルチェック、声出し指差し確認、チェック表など）やタイミングを決めておく。

⑧ 実施献立・調理手順等の確認

- ・前日あるいは当日の朝、栄養教諭等と調理にかかわる全員で（または責任者等）アレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を確認しながら、綿密な打合せを行う。
- ・調理指示書、作業工程表、作業動線図を普通食用のものと対応食用のものとを別に作る。

【確認項目】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 対応が必要な児童生徒及び出欠状況 | (4) 調理の手順 |
| (2) 除去、代替する食品と献立 | (5) 使用する器具 |
| (3) 調理の担当者 | (6) 取り分けるときは、そのタイミング |

<作業工程表作成のポイント>

- ・必ず事前に作成する。
- ・調理員と綿密な打合せを行い、共通理解を図る。
- ・普通食の作業工程表の中に対応食の作業工程についても明記する。
- ・いつ、どこで、誰が、何に気をつけて（混入・誤配等）作業するか明記する。
- ・途中で取り分ける料理についても明記する。

<作業動線図作成のポイント>

- ・必ず事前に作成する。
- ・普通食の作業動線図の中に対応食の作業動線についても明記する。
- ・対応食の食材は、普通食の動線と分けてわかるように明記する。
- ・対応食を調理する場所を明記する。
- ・混入が心配される場所について明記し、注意を促す。

⑨ 対応食の調理手順

ア 検収

- 複数の検収担当者が、使用する食材や調味料を複数で確認し、記録する。
- 給食センター等で、食物が受配校に納入業者から直接納入される場合についても、学校ごとに検収責任者を事前に決め、確実に検収する。

【確認項目】

- 納品された食材が発注した食材であるか確実に検収する。
- 加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ食品か確認する。

イ 調理作業

- 調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業する。調理作業中は区別化を意識して作業を行う。
- 混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理する。
- 普通食と一緒に調理し、原因食材を入れる前に途中で取り分ける場合、対応食担当者が原因食材の混入がないことを確認してから取り分ける。
- 事前に決められた確認箇所、事前に決められた方法（ダブルチェック、声出し、指差し等）で確認を徹底する。日々の流れ作業にならないように配慮し、安全確保に努める。
- 普通食と同様、温度管理、保存食の採取、検食を行う。

⑩ 調理済みの食品管理

ア アレルギー原因食物の混入の防止

調理後にアレルギー原因食物の混入や取り違えが起きないように管理徹底する。

- 材料表、調理指示書をもとに誤調理がないか複数の調理員等でダブルチェックする。
- 対応食の個人容器は、学年・組・名前を明記した料理別の耐熱容器を使用することが望まれる。また、トレイの色を変えて用意するなどして誤配、誤食のないようにする。
- 学校名・学年・組・児童生徒名・献立名と除去等の内容を記載したカード等をつけて誤配を防ぐ工夫をする。

イ 配送、配膳

〔自校方式〕

- 配膳は複数の人でダブルチェックする。

〔給食センター方式〕

- わかりやすい表示を心がけ、配送先を間違えない工夫をする。
- コンテナに入れる際は、複数の調理員等でダブルチェックする。
- 受配校との連携を密にし、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておく。

⑪ 全体を通したチェック作業

決められた箇所をチェックし、決められた方法（ダブルチェック、指差し声出し等）で確認し、記録に残す。（確実にを行うことにより、事故の予防となり、事故が起きた際は、重要な資料となる。）

7 校内職員研修

食物アレルギー研修の基本的内容及びシミュレーション（エピペン®実技を含む）研修を、学校の研修計画に位置づけ、実施する。日常の対応や緊急時の対応について全職員が共通理解のもとに適切な行動が取れるように研修を実施する。

(1) 職員研修のポイント

別紙10参照(次頁)

① 基本知識について

ア 基本的な知識と理解（食物アレルギーやアナフィラキシーの定義・原因・症状など）

② 日常の対応について（学校のマニュアルについての確認と周知）

ア 給食での配慮事項について（除去食・代替食・弁当持参などの確認方法や調理室との連携）

イ 給食以外で食材に関わる授業・行事・校外活動等における配慮事項について

ウ 食物アレルギー個別対応計画（様式13）について

エ 学校生活管理指導表の保管場所の確認と活用の仕方について

オ 当該児童生徒に対する個別指導について

カ 他の児童生徒への説明と協力体制について



③ 緊急時の対応について

ア 発症時の症状の確認や対応の仕方について

イ 教職員の明確な役割分担

ウ 緊急対応訓練（シミュレーション研修、消防機関や保護者、医療機関との連絡について）

エ エピペン® 保持者の把握と保管場所の確認や周知

オ エピペン® の使い方の習得（実技研修）

(2) 留意事項

① 自校にエピペン®処方児童生徒がいる場合は、食物アレルギー個別対応計画（様式13）をもとにシミュレーション研修を実施する。

② エピペン®処方児童生徒や食物アレルギー児童が在籍していない場合でも、新規発症等に備えて、文部科学省：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月発刊）日本学校保健会：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月発行）等をもとに研修を実施する。

③ 実施時期は、年度初めから夏季休業終了時まで、校内において実施する。

④ 新潟市教育委員会（保健給食課）では、エピペン®実技研修セットの貸し出しを行っている。必要な学校は「アレルギー研修用セット」申込書（様式21）で予約し、利用することができる。

※ 教育委員会保健給食課（保健係）には、エピペン®実技研修セットがあります。（12セット）申し込み順で貸し出しを行います。

(3) 食物アレルギー対応校内職員研修会計画（例）

別紙10

平成 年 月 日

食物アレルギー対応校内職員研修会計画（例）

〇〇学校 保健安全教育部

1 日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

2 会場

3 対象 教職員，調理員，地域教育コーディネーター，関係職員 等

4 内容

- (1) 給食対応児童生徒について
- (2) 給食配膳方法の確認について
- (3) 食物アレルギー緊急時対応モデル（別紙5-1～6）の確認について

(4) DVD「学校における食物アレルギー疾患対応資料」視聴
文部科学省 公益財団法人日本学校保健会 平成27年3月

(5) エピペン® の使用方法と実技練習

(6) 事故発生時のシミュレーション研修

自校に食物アレルギー個別対応計画(様式13)を作成した児童生徒がいる場合は、個別対応計画をもとに行う。

【 シミュレーション研修 例 】

事例1 養護教諭 不在

1年女子（くるみ・ナッツ）除去食対応・エピペン® あり

給食後に友達に顔に赤みがあると言われた。その後に気持ちが悪くなったため、担任に申し出た。養護教諭が不在のため、教務室にて経過観察をしていた。口の周りのかゆみや赤みが出始め、「のども少しかゆい気がする。」と訴えた。意識ははっきりしていて、受け答えもしっかりできる。顔色が悪くなり青白い。

事例2 養護教諭 在

4年男子（大豆・大豆加工品そば・豆類）弁当対応・エピペン® なし

給食時に持参した弁当を食べる。昼休みは元気に中庭で走って遊んでいた。昼休み後に、保健室に不調を訴えて来室した。唇の多少の腫れと、両腕の内側や太ももの内側にじんましんがみられた。意識ははっきりしていて、受け答えもできる。のどの違和感や吐き気等の自覚症状はなかった。

【資料】

- ① 食物アレルギー給食対応者一覧表（様式14）
- ② 食物アレルギー緊急時対応モデル（別紙5-1～6）
- ③ 食物アレルギー個別対応計画（様式13）
- ④ 食物アレルギー経過記録票（様式16）

第2章 緊急時の対応に関すること

1 緊急時の対応

(1) 対応手順

① 食物アレルギー緊急時対応モデル（別紙5 食物アレルギー緊急時対応モデル）

- ア 食物アレルギーを有する児童生徒が誤ってアレルギーを摂取した場合やアレルギー症状を発症した場合は、「食物アレルギー緊急時対応モデル」及び「食物アレルギー個別対応計画（様式13）」にそって速やかに確実に対応する。
- イ 救急搬送をした場合は、新潟市教育委員会（保健給食課・学校支援課）に第一報を電話で報告し、指導助言を仰ぐ。その後、「幼児児童生徒の事故について（報告）（様式17）」を学校支援課・保健給食課の双方に、速やかに提出する。
- ウ 食物アレルギーの既往がない児童生徒や学校生活管理指導表の提出がない児童生徒にアレルギーショック症状が見られた場合は、「食物アレルギー緊急時対応モデル（次頁の別紙5）食物アレルギー緊急時対応モデル」にそって対応する。
- エ アレルギーショック症状に対応する場合、下記について留意しながら進める。

- a 管理職や養護教諭が不在で、他の教職員が第1発見者になった場合でも適切な対応がとれるように普段から体制を整えてシミュレーションを行っておく。
- b 発見者はアレルギーショック症状の出ている児童生徒から離れずに観察をするとともに、できるだけ多くの他職員の応援を呼び、周囲の児童生徒等への指示や対応に協力を得る。
- c アレルギー症状に対応する場合は、組織で役割を詳細に分担して対応する。

- オ 食物アレルギーの既往があり、学校生活管理指導表を提出している児童生徒が誤ってアレルギーを摂取し、アレルギー症状が見られる場合は保護者へ速やかに連絡し、状況を丁寧に説明にする。軽度の症状であっても医療機関（学校生活管理指導表に記載されている医療機関）に連絡し、搬送する。
- カ 症状が見られない場合であっても、慎重に経過を観察するとともに、児童生徒への対応状況や経緯を保護者に丁寧に説明し、引き渡す。
- キ 食物アレルギーの緊急対応をした後は、学校医に事後報告をし、指導・助言を得る。

② 食物アレルギー経過記録について

- ア 食物アレルギーが発症した際は、慌てずに経過を追って対応していく。食物アレルギー経過記録票（様式16）を使用し、適切な対応・正確な記録を行う。
- イ 「食物アレルギー個別対応計画（様式13）」「食物アレルギー経過記録票（様式16）」をセットで所定の場所に準備しておき、全職員で共通理解のもと緊急時に誰でも対応できる状態にしておく。

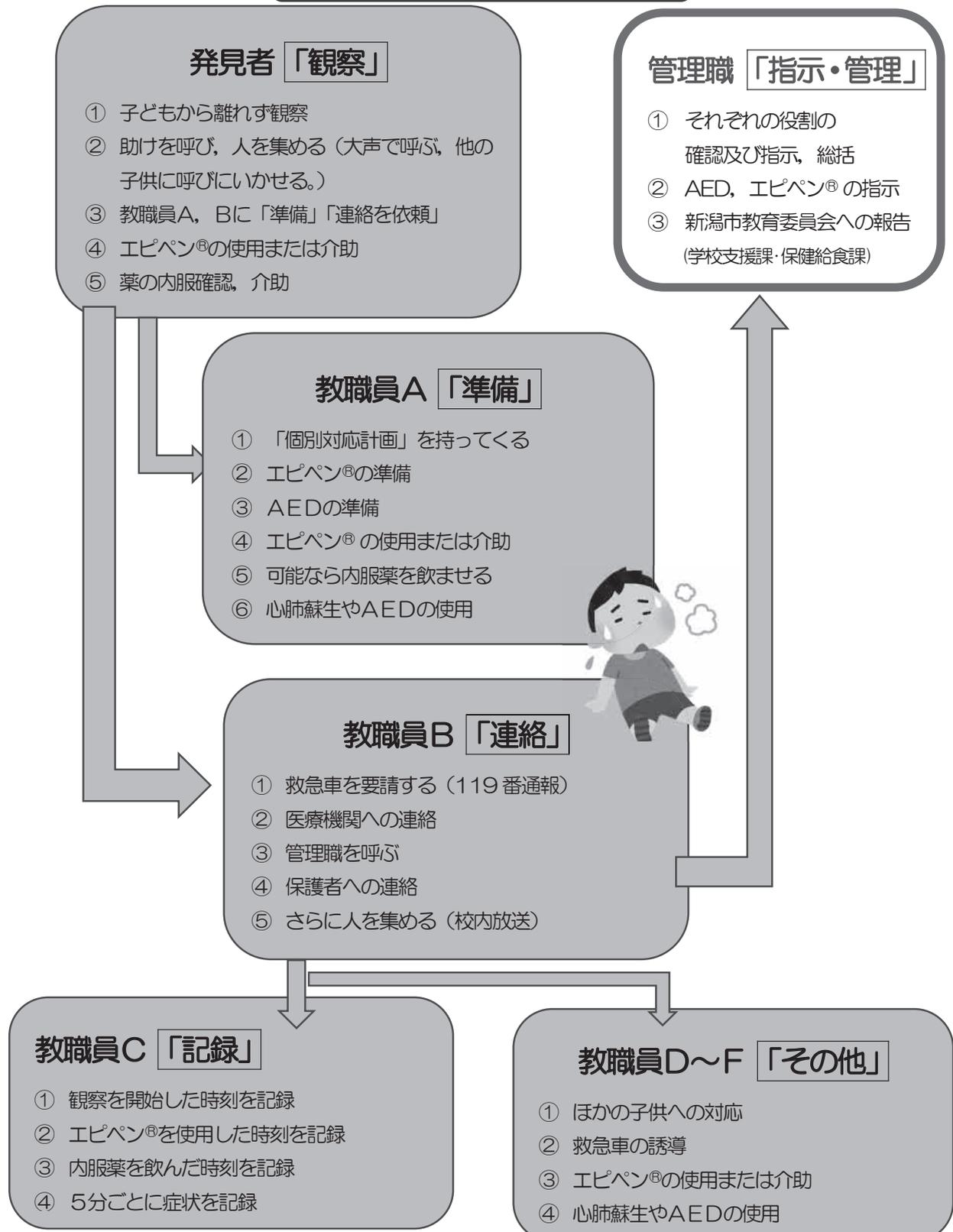
これは、全職員が周知し、学級掲示や電話の横に置くなど随時見られるようにしておく。

〇〇年度 食物アレルギー緊急対応モデル 〇〇学校

役割を明確にする → 重要なことを見逃さない、ミスを減らす、効率よく対応できる

※明確な言葉でやり取りを行い、理解できないときは聞き直すこと。

学校内役割分担



緊急時の対応

- 発見者 = 観察者
- ・ 子供から離れず観察
 - ・ 助けを呼ぶ
 - ・ 緊急性の判断
 - ・ エピペン®、AEDを指示

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇（そ）生を行う

<緊急性が高いアレルギー症状>

全身の症状

- ぐったり
- 意識もろろ
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

一つでもあれば

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ぜーぜーする呼吸

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し嘔吐続ける



緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！

＜安静を保つ体位＞

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかかりさせる

- ・ その場で救急隊を待つ

※保護者によるエピペン®の定期的な確認（有効期限が記載されている期限が切れる前に新しい製品の処方を受ける。）

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチツ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。

随時、職員が見られるように掲示や電話の横におくなどしておく。

別紙 5-5

エピペン[®]の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付
け根と膝を しっかり押さえ、
動かないように固定する

注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももを三等分したかつ真ん中(A)
よりやや外側に注射する



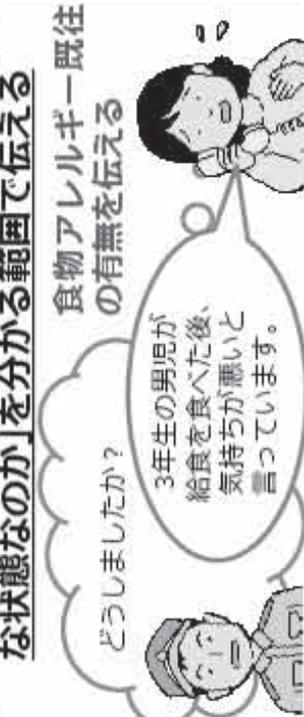
あお向けの場合



座位の場合

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

救急要請（119番通報）のポイント

<p>① 救急であることを伝える</p>  <p>119番、 火事ですか？ 救急ですか？</p> <p>救急です。</p>	<p>③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える</p>  <p>どうしましたか？</p> <p>3年生の男児が 給食を食べた後、 気持ちが悪いと 書いています。</p> <p>食物アレルギー の有無を伝える</p>
<p>② 救急車にきてほしい住所を伝える</p>  <p>住所はどこですか？</p> <p>〇〇町〇〇番地 〇〇学校です。</p>	<p>④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える</p>  <p>119番通報後も 連絡可能な電話 番号を伝える</p> <p>あなたの名前と 連絡先を教えてください。</p> <p>私の名前は 〇〇〇〇です。 電話番号は・・・</p>

※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急対応マニュアル」一部改変し、引用

食物アレルギー経過記録票(記入例)

記載者名 (○○ ○○)

○年 ○組 児童生徒氏名 ○○ ○○ 体重 **28** kg (平成○○年 月現在)
 食べたもの (**ミートソース (粉チーズ)**) 量 (**30** (粉チーズ微量)) 場所 (○年○組 教室)
 処置 口の中のものを取り除く 口をすすぐ 手を洗う 目や顔を洗う
 観察を開始した時刻 (**13時 25分**) **エピペン処方なし**
 内服・エピペン® ある場合→内服した時刻 (**13時 33分**) エピペン® 使用時刻 (時 分)
 保護者への連絡時刻 (**13時 30分**) 内容 (症状・服薬の確認 **リンデロンシロップ服用13:33**)
 救急車を要請した時刻 (**13時40分**) 救急車到着時刻 (**13時48分**)

にチェックを入れる際に時刻を脇に記入していくこと。

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる **13:40**
- くしゃみ **13:40**
- 犬が吠えるような咳 **13:40**
- くしゃみ

- 数回の軽い咳 **13:35**
- くしゃみ

- 単発的な咳 **13:30**
- くしゃみ

消化器の症状

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回の嘔吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ **13:40**

- 目のかゆみ, 充血 **13:30**
- 口の中の違和感, 唇の腫れ
- くしゃみ, 鼻水, 鼻づまり

皮膚の症状

1つでもあてはまる場合

- 強いかゆみ
- 全身に広がる蕁麻疹 10個以上
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ **13:30**
- 数個の蕁麻疹 **13:30**
- 部分的に赤い斑点

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン®を使用する 13:30
- ② 救急車を要請する
- ③ その場で安静を保つ
(立たせたり, 歩かせたりしない)
- ④ その場で救急車を待つ
- ⑤ 可能な内服薬を飲ませる
- ⑥ 心肺蘇生・AED使用
ただちに救急車で医療機関へ搬送

- ① 内服薬を飲ませ, エピペン®準備 13:30
- ② 速やかに医療機関を受診する
(救急車を要請も考慮)
- ③ 医療機関到達まで経過観察
※左記の症状1つでエピペン®使用
速やかに医療機関へ搬送

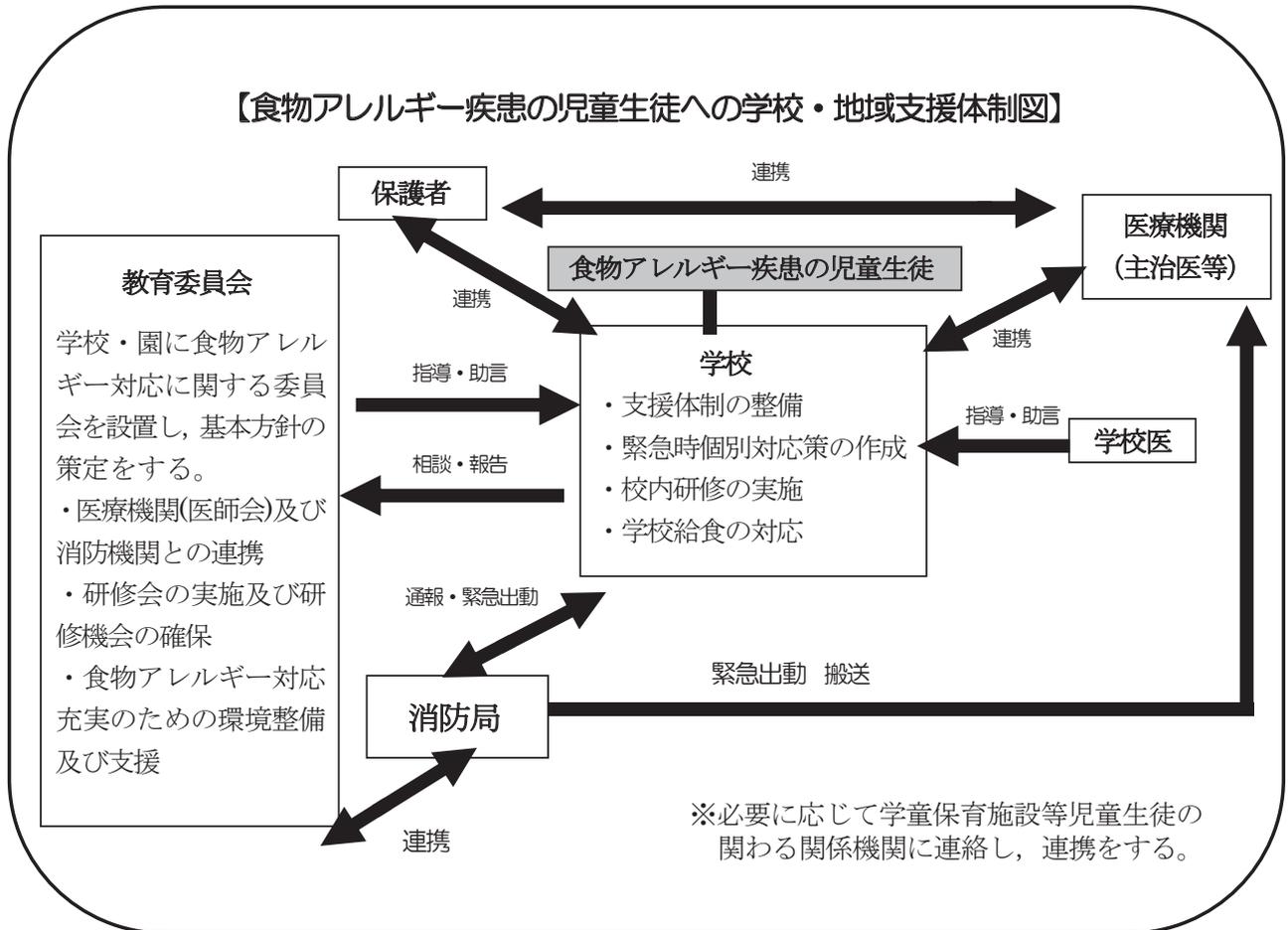
- ① 内服薬を飲ませる。13:30
- ② 少なくとも1時間は5分毎に経過を観察。症状の改善が見られない場合は医療機関受診を受診する。

注意深く経過観察する
進行していくようであれば, 医療機関へ搬送

③ 地域や関係機関との連携

ア 緊急時に備え、食物アレルギー児童生徒の状況を教育委員会・学校医・医療機関・消防機関等に提供し、連携を図る。

イ 学校では保護者の同意を得た後、保護者会等を利用して児童生徒の「食物アレルギー」について説明し、学校外での緊急時の対応やPTA行事や地域行事での食物の取り扱い等について配慮を依頼する。



(2) 緊急時の記録及び報告

① 緊急時の対応をとる場合、食物アレルギー経過記録票（様式13 別紙3：記入例P22）に症状や対応を記録する。

② 誤配があった場合、直ちに管理職に報告し、記録を残す。また、ヒヤリハット事例として、全職員で情報を共有し、同じ事故を繰り返さないよう周知徹底する。

③ 次の場合、直ちに教育委員会（学校支援課・保健給食課）に電話で一報を入れ、指導を仰ぐとともに、保護者に速やかに連絡し、状況を丁寧に説明する。

ア 児童生徒が重篤なアレルギー症状を起し、緊急対応を行う場合（救急搬送があった場合）

イ 学校給食等、学校の教育活動において誤配・誤食があった場合

④ 救急搬送をした場合は、「幼児児童生徒との事故について（報告）（様式17）」を学校支援課・保健給食課に提出する。また、誤食をした場合は、「幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について（報告）（様式18）」を保健給食課に、速やかに報告する。

市様式15号の2

〇〇小 第 〇〇 号
平成 年 月 日

新潟市教育委員会 様

新潟市立〇〇学校(園)長

幼児児童生徒の事故について (報告)

このことについて、新潟市立学校管理運営に関する規則第15条2項の規定により、下記のとおり報告します。

1	幼児児童の学年 氏名(ふりがな)年齢 性別 生年月日	5年 〇〇 〇〇 (〇〇 〇〇) 10歳 男 平成〇〇年〇月〇日
2	日 時	平成〇〇年〇月〇〇日
3	場 所	新潟市立〇〇〇学校 グラウンド
4	事故の概要 記入のポイント 症状、経過、エピペン® 対応の有無、服薬の有無	13:25頃(昼休み中)、本児童と一緒に遊んでいた他の児童が、息苦しさを訴えていると保健室に連絡に来た。すぐに教頭と養護教諭がグラウンドに駆けつける。 意識はあるが、のどの違和感と息苦しさを訴えている。ゼーゼーした呼吸があり、顔面蒼白の状態で腹痛もあったため、アナフィラキシーショックを疑い、エピペン®を打った。救急車を要請した。
5	原因・動機 記入のポイント 原因と思われる食品 運動誘発、誤食等	食物アレルギーを有する児童で、ピーナッツがアレルゲンで、エピペン®も処方されていた。12:55頃にデザートのカキ氷を食べたところ、口の中に少し違和感があった。グラウンドでサッカーをしていたところ、さらにのどの違和感が強くなり、息苦しさを感じた。医師の診断ではカキ氷のアレルギーとのこと。
6	処置 記入のポイント 保護者の対応、搬送病院、 校医への連絡や指示事項、 職員体制での動き	12:55 給食のカキ氷を食べる。口の中に少し違和感があった。 13:25 サッカーをしていたところ、のどの違和感と息苦しさを訴えたため、他の児童が保健室に連絡に来る。教頭と養護教諭がグラウンドに向かった。校長が職員にエピペン®を持ってくるように指示した。本人の症状の確認をしたところ、顔面蒼白や腹痛があり、ゼーゼーする呼吸もあった。 13:29 アナフィラキシーショックを疑い、エピペン®を打った。校長の指示のもと、救急車要請と保護者連絡を行い、AEDを準備した。 13:34 救急車到着。養護教諭が同乗し、新潟〇〇病院へ搬送。母親も自家用車で病院へ向かう。 13:45 教頭が学校支援課に電話で速報を入れる。 18:15 治療後に症状が回復したため、母親と帰宅した。その後の電話で、後日検査入院をすると連絡があった。
7	対策	〇月〇〇日 職員朝会で全職員に概要を伝え、以下のことを指導した。 ・今後も食物アレルギーを有する児童への対応を確実に行うこと。 ・食物アレルギーがない児童でも、初発の症状に備えて、体調が悪い場合は、周囲の児童が職員に連絡するように、改めて指導すること。 ・迅速な対応のため、事故発生時にはチームで対応すること。
8	学校管理下の有無	1 管理下 2 管理外
9	その他(参考事項)	特記事項なし

〇〇〇 学校 第 号
平成 年 月 日

新潟市教育委員会 様

※保健給食課 (給食係) まで報告する

新潟市 〇〇〇学校(園)長

幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・**誤食事故**について (記入例)

このことについて、下記のとおり報告します。

1 児童の学年 氏名(ふりがな) 年齢 性別 生年月日	〇 年 〇 組 〇〇 〇〇 () 歳 女 平成〇〇年 〇月 〇日生
2 日 時	平成〇〇年 〇月 〇 日 () 〇:〇 頃
3 場 所	〇年 〇組 教室
4 事故の概要	当該児童は、卵アレルギーがあるため、給食ではアレルギー対応(除去食提供)を行っていた。事故当日の献立「野菜スープ」には、ハムが使用されていたが、つなぎに卵が使用されていた。そのため、児童には除去食(ハム抜き野菜スープ)を提供する予定にしていた。 しかし、除去食が誤って隣のクラスの配膳車に乗せられ、除去食が届くのが遅くなり、当該児童は誤って「ハム入りの野菜スープ」を食べてしまった。
5 原因・動機	(1) 配膳の間違い 除去食や代替食は、調理員がアレルギー用食器に盛りつけ、名札を付けて配膳車に乗せるが、当日は、調理員が誤って隣の学級の配膳車に載せてしまった。 (2) 学級担任の確認不足 学級担任は、当該児童が卵アレルギーであることは認識していたが、献立表の確認を怠り、ハムに卵が使用されていることに気付かなかった。そのため、除去食を確認しなかった。
6 処 置	13:00 速やかに、級担任は当該児童を保健室に連れて行き、経過を観察した。 13:05 学級担任は、保護者に電話で事故について報告し、迎えに来てもらうよう依頼した。 13:15 当該児童は口内の痒みを訴え、両頬にじんましんがみられたため、養護教諭はうがい・洗顔をさせ、頬を冷却した。主治医と連絡をとり、指示されている薬を服用させた。 13:45 母親が来校したが、その間に症状は消失した。 13:50 校長が母親に謝罪し、概要を説明した。教頭、学級担任、栄養教諭がそれぞれの状況説明を行い、再発防止策についても提示した。また、養護教諭が経過観察の結果を報告するとともに、主治医からの指示を伝え、家庭での静養・経過観察を依頼した。
7 対 策	再発防止のため下記のような対策を講じた。 (1) 複数でのアレルギー対応食の配膳確認 調理室では、配送前に栄養教諭と調理員の2名で配膳を確認し、配膳ミスを防ぐ。 (2) アレルギー用献立表の確実な確認 給食の配膳前と食事前には必ず、学級担任と本人とでアレルギー用献立表と配膳された給食を確認し、誤食を防ぐ。 (3) アレルギーに対応した食材の選定 「ハムは卵をつなぎに使っていない物を選定する」など、アレルゲンの混入がわかりづらい食材の使用を控え、一日にアレルゲンとなる食材を多数使用しないようにし、誤食を防ぐ。 (4) 情報の共有 再発防止のため、今回の事故の概要を職員朝会で全職員に周知するとともに、給食時のアレルギー対応と緊急時の対応について再確認した。
8 学校管理下の有無	① 管理下 2 管理外
9 その他	当該児童は、帰宅後も症状の再発は見られなかった。
10 参考事項	特になし

【参考文献・資料・書籍等】

- 文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応指針 平成27年3月
- 財団法人日本学校保健会 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成20年3月
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 新潟市教育委員会 平成21年2月
- 学校保健の手引き（食物アレルギーの対応について）長岡市教育委員会 平成27年8月
- 学校における食物アレルギー対応の手引き 千葉市教育委員会 平成24年2月
- 財団法人日本学校保健会 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル」小・中学校編 平成7年4月
- 調布市立学校 食物アレルギー対応マニュアル 調布市教育委員会 平成26年4月
- 姫路市食物アレルギー対応マニュアル<学校給食等における対応の手引き>姫路市教育委員会 平成25年3月
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル 東京都教育委員会 平成24年2月
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き 千葉県教育委員会 平成25年11月
- 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル 宇都宮市教育委員会 平成27年3月
- 学校における食物アレルギー対応の手引き 茨城県教育委員会 平成26年3月
- 学校における食物アレルギー対応の手引き 兵庫県教育委員会 平成25年3月
- 船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 船橋市教育委員会 平成26年3月
- 学校給食における食物アレルギー対応の手引き改訂版 さいたま市教育委員会 平成26年3月
- アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル 横浜市教育委員会 平成23年6月
- ぜんそく予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014 独立行政法人環境再生保全機構
- 厚生労働省 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
- 厚生労働科学研究班による 「食物アレルギー診療の手引き2014」
- すこやかライフ 2015 No45 独立行政法人環境再生保全機構
- 食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト「食物アレルギーの子 旅館ホテルの対応手順書」平成26年3月

あとがき

新潟市では、平成 20 年に財団法人日本学校保健会（当時）が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、平成 21 年度（12 月）に「学校給食における食物アレルギーの手引き」を策定しました。そして、幼児や児童生徒が安心・安全な学校（園）生活を送ることができるよう基準を定め、教職員による円滑な対応ができるように進めてきました。その後、昨年度（平成 27 年 3 月）には文部科学省から発行された「学校給食における食物アレルギーの対応指針」が配付され、それを受けて新潟市教育委員会では、今回「新潟市幼児・児童・生徒食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、発行いたしました。

新潟市立小・中学校の養護教諭と栄養教諭 8 名のマニュアル作成委員の方々が、年度当初から計画的にマニュアル作成作業を懸命に取り組んでこられました。新潟市の子どもたちが抱えている食物アレルギーに対する現状や課題について、意見や思いを協議し合いました。そして、新潟市の子どもたちの健康保持増進のために「どのような内容構成にしたらよいか。」「分かりやすく使いやすい説明や解説は、どうすればよいか。」など修正・追加を繰り返し、構成しました。

また、市内の学校関係者や医師による専門家等の関係者会議を設け、幼児児童生徒の食物アレルギーの実情やマニュアルの検討などを行い、さらに協議を重ねました。食物アレルギーを有する幼児児童生徒に対する個別指導や周囲の児童への学級指導、学校給食及び学校行事への対応等も念頭においた総合的なマニュアルとして取りまとめることができました。このマニュアルが新潟市の各学校・園で活用され、食物アレルギー対応が一層充実し、幼児や児童生徒の健康の一助となることを願っております。

さらに、次年度以降も新潟市教育委員会を中心として学校現場の状況を踏まえながら、子どもたちの実態に合ったさらによいマニュアルになるよう、継続的に見直しをしていきたいと考えております。

今後とも新潟市の子どもたちの健康のために皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 28 年 1 月

新潟市幼児児童生徒食物アレルギー対応マニュアル作成委員会

委員長 藤巻 隆二（新潟市立青山小学校長）

＜新潟市幼児児童生徒食物アレルギー対応マニュアル作成委員会委員・
学校におけるアレルギー対応検討関係者会議委員 名簿一覧＞

◆新潟市幼児児童生徒食物アレルギー対応マニュアル作成委員会委員

委員長 新潟市立青山小学校 校長	藤巻 隆二
新潟市立鏡淵小学校 養護教諭	奈良 広美
新潟市立五十嵐小学校 養護教諭	佐藤 伸子
新潟市立新潟柳都中学校 養護教諭	高松 聡美
新潟市立葛塚小学校 栄養教諭	高塚 眞希
新潟市立木戸小学校 栄養教諭	富張 玲子
新潟市新津西部学校給食センター(新津第二小学校) 栄養教諭	風間 江美
新潟市巻学校給食センター(巻南小学校) 栄養教諭	永井 佐久良

◆学校におけるアレルギー対応検討関係者会議委員

座長 新潟市学校保健会会長 よいこの小児科さとう	佐藤 勇
新潟市民病院 小児科医師	上原 由美子
新潟医療センター 小児科医師	高見 暁
新潟市学校保健会副会長 できじま調剤薬局	村松 通隆
新潟市学校保健会副会長 新潟市立青山小学校 校長	藤巻 隆二
新潟市学校保健会副会長 新潟市立新潟柳都中学校 校長	本間 修一
新潟市立牡丹山幼稚園 園長	伊藤 美保子
新潟市学校保健会理事 新潟市立五十嵐中学校 養護教諭	佐々木 有子
新潟市学校保健会理事 新潟市立新津第二小学校 養護教諭	平井 俊子
新潟市学校保健会理事 新潟市立真砂小学校 栄養主査	川上 章子
新潟市立五十嵐小学校 栄養教諭	黒瀬 志穂
新潟市福祉部保育課 主幹	関崎 久美子
新潟市消防局救急課 主任	坂西 康太

◆事務局

新潟市教育委員会 保健給食課 課長	松崎 義春
新潟市教育委員会 保健給食課 課長補佐	多賀 雄二
新潟市教育委員会 保健給食課 給食係長	星野 慎一
新潟市教育委員会 保健給食課 指導主事	大森 悦子
新潟市教育委員会 保健給食課 指導主事	坂井 淳子
新潟市教育委員会 保健給食課 指導主事	渡邊 恵
新潟市教育委員会 保健給食課 指導主事	小池 晃

新潟市幼児・児童・生徒食物アレルギー対応マニュアル

【資料・様式集】

【資料】

- 1 食物アレルギー基礎知識
- 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシーについて
- 3 食物アレルギー対応 Q&A
- 4 食物アレルギー対応に関するヒヤリハット事例集
- 5 食物アレルギー関連ホームページ

【様式】

- 様式1 学校給食における食物アレルギー対応について（保護者周知文書）
- 様式2 食物アレルギーに関する調査票
- 様式3-1, 2 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書
- 様式4 家庭における除去の程度一覧表
- 様式5 学校生活管理指導表
- 様式6 食物アレルギー対応食一部中止・中止（届）
- 様式7 給食の飲用牛乳停止・再開届
- 様式8 保護者面談チェックリスト
- 様式9 食物アレルギー対応保護者面談記録票
- 様式10 宿泊行事用食物アレルギー事前調査票
- 様式11 エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について（保護者依頼文書）
- 様式12 食物アレルギー継続管理表
- 様式13 食物アレルギー 個別対応計画
- 様式14 食物アレルギー給食対応者一覧表
- 様式15 宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧
- 様式16 食物アレルギー経過記録票
- 様式17 幼児児童生徒の事故について（市教委報告書）
- 様式18 幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について（市教委報告書）
- 様式19 エピペン®を学校へ持参している児童生徒について（市教委報告書）
- 様式20-1.2 来年度の食物アレルギー対応について（保護者依頼文書）
- 様式21 アレルギー研修用セット申込書（市教委申し込み書）



【資料】 1 食物アレルギー基礎知識

(1) 食物アレルギーとは

- ・ 定義

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のこと（食中毒や毒性食物による反応、また、食物不耐症は含まない）。

- ・ 頻度

児童生徒の食物アレルギー有病率は、1～3%の範囲内にあるとの見解が示されている。

- ・ 原因

原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めるが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっている。

- ・ 症状

症状は多岐にわたり、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々である。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックにまで進んでいる点である。

皮膚粘膜症状…皮膚症状：そう痒感、じんましん、血管運動性浮腫、発赤、湿疹

眼症状：結膜充血・浮腫、そう痒感、流涙、眼瞼浮腫

口腔咽喉頭症状：口腔・口唇・舌の違和感・腫張、喉頭絞扼感、

喉頭浮腫、嘔声、喉の痒み・イガイガ感

消化器症状…腹痛、悪心、嘔吐、下痢、血便

呼吸器症状…上気道症状：くしゃみ、鼻汁、鼻閉

気道症状：呼吸困難、咳嗽、喘鳴

全身性症状…アナフィラキシー：多臓器の重篤な症状

アナフィラキシーショック（最も緊急性が高い）：頻脈、虚脱状態(ぐったり)、意識障害、血圧低下

(2) 病型

- ・ 即時型

食物アレルギーのある児童生徒のほとんどはこの病型に分類される。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでである。

- ・ 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったい等）が出現する。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5%程度で全身的な症状に進むことがある。

- ・ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こす。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は中学生で6,000人に1人程度。

発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至る。なお、原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。何度も同じ症状を繰り返しているながら、この疾患であると診断されていない例もみられる。

(3) 経過

- 食物アレルギーは乳児期に多く発症し、頻度の多い鶏卵、乳製品、小麦、大豆は3歳までに約50%、6歳までに約80%から90%の子どもが食べられるようになる。これを耐性化という。
- 幼児期以降に発症の多い食物（ピーナッツ、そば、魚類、果物類など）が原因の場合は治りにくく（耐性を得にくく）、長期間、時に生涯にわたる除去を必要とすることもある。

(4) 原因食物

- 原因食物の出現頻度は年齢によって異なる。乳幼児では鶏卵、乳製品、小麦が三大アレルゲンとして知られているが、小学校以上ではそれらは減少し、甲殻類（えび、かになど）、果物類、魚類などを原因として症状が現れることが多くなる。この他、ピーナッツ、そば、大豆、魚卵など様々な食物が原因となる。最近では、幼児のいくらやピーナッツアレルギーが増えている。
- 原因食品の内訳（対象は食物摂取後60分以内に症状が出現し、かつ医療機関を受診した患者）「食物アレルギー診療ガイドライン2012」日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会より引用

(5) 診断

- 食物アレルギーの診断において「問診」は最も重要である。何をどれくらい食べたら、何分後にどのような症状が現れたのかなど、時間をかけて詳細に聞きとる。
- 乳児の時の湿疹やアトピー性皮膚炎は食物アレルギーが原因であると思われがちであるが、実際は必ずしもそうとは、限らない。問診を十分に取り、検査を実施し、冷静にそれらの結果を評価しながら診断をしていく。
- 即時型の場合は、原因食物を特定しやすく諸検査を省略することもあるが、その診断の基本は食物除去および食物負荷試験を行うことにある。血液検査や皮膚テストだけで診断することができず、あくまでも診断の補助として実施する。

【年代別原因食品】

年齢群	0歳	1歳	2,3歳	4~6歳	7~19歳	20歳以上	合計
症例数	1270	699	594	454	499	366	3882
第1位	鶏卵 62.1%	鶏卵 44.6%	鶏卵 30.1%	鶏卵 23.3%	甲殻類 16.0%	甲殻類 18.0%	鶏卵 38.3%
第2位	牛乳 20.1%	牛乳 15.9%	牛乳 19.7%	牛乳 18.5%	鶏卵 15.2%	小麦 14.8%	牛乳 15.9%
第3位	小麦 7.1%	小麦 7.0%	小麦 7.7%	甲殻類 9.0%	ソバ 10.8%	果物類 12.8%	小麦 8.0%
第4位		魚卵 6.7%	ピーナッツ 5.2%	果物類 8.8%	小麦 9.6%	魚類 11.2%	甲殻類 6.2%
第5位			甲殻類 果物類 5.1%	ピーナッツ 6.2%	果物類 9.0%	ソバ 7.1%	果物類 6.0%
第6位				ソバ 5.9%	牛乳 8.2%	鶏卵 6.6%	ソバ 4.6%
第7位				小麦 5.3%	魚類 7.4%		魚類 4.4%

即時型食物アレルギーの新規に発症する原因食物の頻度は年齢別に大きく異なる。鶏卵、牛乳は乳幼児期に極めて多いが、その後減少し、代わって甲殻類、果物類、魚類、ソバ、ピーナッツなどが増加してくる。また小麦は乳児期から成人まで一定の割合で認められる。

「食物アレルギー診療ガイドライン2012」日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会より引用
＜非即時型症状の鑑別診断のために＞

■ 食物日誌…食べたものと現れた症状の関係を日誌をもとにして推測していく。

■ 乳児湿疹やアトピー性皮膚炎との鑑別… スキンケア、軟膏療法の指導と実践、環境整備

(6) 診断の根拠

- 明らかな症状の既往
過去に、原因食物を摂取して明らかなアレルギー症状が出ていること。食物アレルギーの診断の強い根拠となる。しかし、1年以上前の症状であれば、例えばアナフィラキシーショックの既往であっても、食べられるようになっている可能性もある。

【資料】 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシーについて

【要旨】

- 1 好発（多く発生する時期）・初発年齢は中学・高校生から青年期である。
- 2 発症は食後 2 時間以内の運動負荷の場合が大部分である。
- 3 原因食物は、小麦製品と甲殻類が大部分である。また、発症時の運動は、負荷量の大きい種目が多い。
- 4 発症には「食物＋運動負荷」にいくつかの増強因子が関与する。
- 5 アスピリンなどの非ステロイド性抗炎症薬は増強因子の一つである。
- 6 診断は、問診とアレルギー検査から原因食物を絞り込み、誘発試験を実施することが望ましい。
- 7 発症を防止可能な薬剤は確立していない。
- 8 患者と保護者への指導と情報共有が重要である。

食物依存性運動誘発アナフィラキシーの知識と対応

【食物依存性運動誘発アナフィラキシーの知識と対応】

- 1 特定の食物摂取後に運動することによって、じんましん、呼吸困難、意識障害等のアナフィラキシー症状を起こす場合を食物依存性運動誘発アナフィラキシーという。
- 2 常に食物と運動が組み合わされたとき症状が出るわけではなく、その時の気温や湿度等の環境要因や疲労、風邪、ストレス等の体調の要因やアスピリン等の薬物の関与も考えられる。思春期の男性に多い傾向がある。

<症状>

- 1 初期症状：気分不良、冷や汗、じんましん、皮膚のかゆみ・あかみ・熱感
吐き気、下痢、嘔吐等
- 2 重症：呼吸困難、血圧低下、意識消失等、生命の危険を伴うこともある。

<原因食品>

- 1 ・小麦（特に、植物油で調理している場合が多い。）
- 2 ・甲殻・軟体類（かに、いか、えび、貝類等）
- 3 ・そば
- 4 ・ピーナッツ（ナッツ類）
- 5 ・果物（ぶどう、桃等）



<誘発運動>

- 1 ランニング、テニス、サッカー等比較的激しい全身運動を行ったときに起こりやすい。食事をとってから運動までの時間は2～3時間以内が多く、運動を始めて20～30分に発症する。

<対応>

- 1 初期症状の気分不良、冷や汗、じんましん、皮膚のかゆみ等が認められたら直ちに運動を中止し安静にする。

2 症状が急変し悪くなるような場合は、直ちに医療機関に受診する。

<予防>

1 食物依存性運動誘発アナフィラキシーの既往のある者は、再発させないようにする。
2 原因と考えられる食品は、食べないようにする。もし、原因と推定されている食品を食べた場合は、2～4時間以内の運動を制限する。

3 学校での注意

- ① 食物アレルギーを持つ児童生徒の把握
- ② 発症時の対処法の確認
- ③ 給食後の授業時間割りの確認（体育の授業等の有無）



《参考》

【運動誘発性喘息の知識と対応】

- 1 喘息を持っている児童生徒には、運動をすることによって喘息発作を起こす場合がある。このことを運動誘発性喘息という。一般的には、20分～30分くらい安静にしていれば自然に回復する。
- 2 要因としては、運動することによって呼吸数が多くなることにより、気管支粘膜の温度が下がったり、水分が失われたりするためと考えられる。
- 3 喘息発作は、運動の種類やその時々での喘息の状態によって変化するので、体育の授業等において、一律に運動制限を加えることは避けるべきである。運動誘発性喘息について正しい理解をした上で、体育はできるだけ参加できるように配慮することが大切である。

<発作を起こしやすい運動の種類>

- | | | | | |
|---------------|------|---------|----------|--------|
| 1 ランニング（マラソン） | 2 登山 | 3 水泳 | 4 縄跳び | |
| 5 跳び箱 | 6 野球 | 7 自転車乗り | 8 ドッチボール | 9 サッカー |

<起こったときの対応>

- 1 発作が起こったときに早く見つける。（発作が起こったときは、周りに知らせるよう指導しておく）
- 2 安静にできるところへ連れて行き休ませる。
- 3 ゆっくり腹式呼吸をして呼吸を整えさせる。
- 4 発作が重い場合や20～30分たっても改善しない場合は、主治医の指示に従い対処する。

<予防>

- 1 適切な治療と指導を受けること。
- 2 空気が乾燥して冷たいときには、マスクを使用する。
- 3 十分な準備運動（ウォーミングアップ）を行い、その日の体調に合わせた運動の種類、時間、強度を調整する。

【資料】3 食物アレルギー対応Q&A

<Q1> 食物アレルギーは、どんな検査でチェックしますか。

アレルギーの原因食品を診断するためには、詳細な問診を行うことが大切な過程ですが、診断の補助をする検査としては、皮膚テスト・血液検査・除去試験を行います。また、問診や補助検査でも診断がつかない場合には、確定診断として食物経口負荷試験を行います。

<Q2> 学校（幼稚園）生活において食物アレルギーを持つ子どもたちについて配慮することはどんなことがありますか。

食物アレルギーで配慮が必要なものは、給食の時間だけではありません。日常の授業における教材や遠足・修学旅行といった食事を伴う行事では、保護者や旅先の宿泊施設との綿密な打ち合わせや医療事情の把握が必要です。

食物アレルギーのある子どもは、触れただけで症状が出てしまうこともあります。できるだけ触れないような配慮は必要でしょう。（座席の配慮、食事中・事後の観察、給食当番の役割分担への配慮や後片付け等）調理実習では、アレルゲンとなる食物を扱わないメニューを事前に考慮し、検討しましょう。（小麦粘土、牛乳パックを使った工作、植物栽培、豆まきなど。）工場見学や体験学習（そば打ち、乳搾りなど）、遠足のおやつ、学童保育、子ども会行事などで指導員や他の保護者の理解を得ることが大切です。

<Q3> 管理指導表の記入を主治医に頼んだ場合、費用はかかるのでしょうか。

管理指導表は、健康保険の適用にならず、自由診療の位置づけとなるため、文書料が発生することがあります。料金を決定するのは医療機関ですので、無料の医療機関もあれば有料の医療機関もあります。

<Q4> 保護者から管理指導表を記入していないにもかかわらず、食物アレルギーの対応を依頼されました。どうしたらよいのでしょうか。

食物アレルギーのある児童生徒等に関しては、医師の診断のある児童生徒のみが学校での配慮や取組の対象になります。保護者の自己申告や幼少期の診断結果では過剰な食物除去になる可能正があります。そのため、給食等に特別な配慮を求める保護者の方で管理指導表の提出がない方には、適切な診断を受けることと管理指導表の提出を促してください。

<Q5> 給食の配食において気をつけるべき点は何でしょうか。

給食が自校方式か共同調理場方式かなどにより、対応できる内容や方法は変わります。以下の2点に気をつけてください。① 対象となる児童生徒等に確実に届くように、記名等で容器の区別を行うことが大切です。また学級で、他の児童生徒等の給食が混入しないようにする工夫をします。② 容器に配食する場合に、複数の調理員で献立内容・除去すべき食品・対象の児童生徒等について一つずつ確認するシステムを作ることが重要です。

<Q6> 子どもがどのような症状が出た時に、エピペン®を打ったらよいのでしょうか。

アナフィラキシー症状（皮膚症状と呼吸器症状など複数の臓器で症状が出ること）が出た場合にはエピペン®の投与が不可欠となります。できれば初期症状（原因物質を摂取して口の中がしびれる、違和感、口唇の浮腫、気分不快、吐き気、嘔吐、咳き込み、蕁麻疹など）のうちに自己注射することが望ましいです。さらに、意識がはっきりしない、脱力状態に陥っているなどの場合には、エピペン®を打たないと生命が危険にさらされる可能性が大きくなります。詳しくは「日本小児アレルギー学会」

<http://www.jspaci.jp/> を参考にしてください。

<Q7> 学校でのエピペン®の保管方法の具体例を教えてください。

児童生徒等がエピペン®を処方され、携帯している場合、そのエピペン®を学校が管理する場合と学校が保管場所を提供しない場合があります。学校においては、すぐに取り出せる場所に保管してください。

1 学校が管理する場合：学校や児童生徒等の状況は様々なので、画一的に学校での保管方法を指定することは出来ません。しかし、(1) 利便性 (2) 安全性を考慮した上で、それぞれの学校での最善の保管方法を検討する必要があります。

(1) 利便性 エピペン®の注射が必要となったとき、速やかにエピペン®を現場へ持参できるような保管場所や保管方法を考慮してください。また、児童生徒等が登校時にエピペン®を保管場所へ持参し、下校時に受け取って帰宅する上で、負担にならない利便性の高い場所が望ましいです。

(2) 安全性 他の児童生徒等がエピペン®に触れ、誤射等の事故が起きないようにすることが必要です。このため、児童生徒等の目に触れやすかったり、手が届きやすかったりする場所を避けます。実際に多い対応例は以下のようなものです。(例) エピペン®を処方されている児童生徒等が登校とともに、一元化された管理者(校長、教頭、担任、養護教諭等)のところへ行き、校長室、教員室、保健室等に預けます。保管場所は固定され、全ての教職員がその場所を把握します。また、管理者が不在の時などの対応方法を事前に十分協議して決定しておき、その内容も全ての教職員が把握します。児童生徒等は下校時に管理者のところへ行き、エピペン®を受け取り、帰宅します。

2 学校が保管場所を提供しない場合

(1) 利便性：エピペン®の注射が必要となった時に、児童生徒等が保管場所を第三者に伝えることが困難な場合があります。このため学校は、児童生徒等が日頃どこにエピペン®を保管しているか事前に聞いて、把握しておく必要があります。

(2) 安全性：学校が保管場所を提供しない場合、児童生徒等はエピペン®を教室で、ランドセルや机、ロッカーなどに保管することが多いです。この場合、不特定多数の児童生徒等がエピペン®に触れることが可能となり、意図せずまたは意図的にエピペン®に触れる可能性が高まります。その結果、他の児童生徒等がエピペン®を誤射するなどの事故が発生する可能性があります。学校はエピペン®の保管場所を提供しない場合、誤射事故に対するリスク管理(アレルギーがある児童生徒等及びその他の児童生徒達への注意喚起など)を徹底する必要があります。また、万が一の誤射事故への対応も事前に準備しておく必要があります。なお、エピペン®は常温管理であれば、使用期限内の品質に問題は生じません。このため、冷蔵庫での管理はむしろ不適當です。(参考) 野外活動や修学旅行に行く場合の管理：アレルギー対応食に不慣れなホテルや旅館、ソバ打ち体験等、校外活動や修学旅行は普段の学校生活よりもアナフィラキシー事故の発生する危険性が高まります。事前の打合せを綿密にするのはもちろん、エピペン®の管理や事故を想定した準備も重要です。

<Q8> うっかり少しだけ誤食をしてしまった(一口食べた。症状はない。)が、報告は必要ですか。

症状がなくても誤食があったら報告(教育委員会保健給食課)をします。軽度の症状でも校長の指導のもと、校内で全職員に事例について再度起こらないよう周知徹底してください。誤配についても同様です。

【資料】4 食物アレルギー対応に関するヒヤリハット事例集

食物アレルギーのある児童生徒の原因食品の誤食等をするとなアナフィラキシーを発症するだけでなく、最悪の場合には、死に至ることもある。

ここに示したヒヤリハット事例は、新潟市や他市で起きたものである。事例をもとに予防策をとることで誤食や誤配等による事故の発生リスクを減らし、安全・安心な給食を提供することをねらいとして示した。

<事例1> カレールウの原材料にアレルギー物質が入っていた

アレルギー物質：ナッツ、バナナ

原因食品：カレールウ（カレーライス）

経過：以前からナッツアレルギーの子どもがいたので、カレールウはナッツを使用していないものを選んでいが、新入生にバナナアレルギーの子どもが入学してきた。今まで使用していたカレールウの配合表を改めて確認したところ、バナナが原材料に含まれていた。

そこで納入業者にナッツとバナナを含んでいないカレールウの取り扱いがあるか確認するとともに、その配合表を取り寄せた。アレルギー食品が含まれていないことを確認した上でカレールウを変更し、給食に使用した。

- 対策：1 使用する食材は、献立作成時に例外なくすべての配合表を確認する。
2 納入業者に商品の原材料が変更される際には、必ず情報提供するように依頼する。
3 献立作成時のチェックリストを用いて配合表を確認したことを複数で確認する。

<事例2> 除去食を該当の子どもが取りに来なかった

アレルギー物質：卵

原因食品：炒り卵入り混ぜご飯

経過：卵アレルギーのある子どもが、給食室へ除去食を取りにくることになっていたが、時間になってもなかなか取りに来なかった。

栄養教諭等が教室へ確認しに行ったところ、通常の給食を食べようとしていたので除去食と交換した。

- 対策：1 食物アレルギー対応に関する教職員研修を行い、子どもの情報を共有し、併せて校内の連携体制を確認する。
2 学級担任は、給食実施日の朝、机の上に置かれる「学級担任への連絡表示」等により給食対応内容を必ず確認する。
3 学級担任等は、「給食前のチェックリスト」を用いて除去食の提供について確認する。（出張等で不在の際は、後任等へ確実に引継ぎをする。）

<事例3> 牛乳パックの片づけで牛乳が飛び散ってしまい、少し付着した

アレルギー物質：牛乳

原因食品：給食の牛乳

症状：じんましん、かゆみ

経過：給食終了後、牛乳パックを片付けていたところ、同じ班の子どもの牛乳パックから牛乳が飛び散り、牛乳アレルギーのある子どもの腕に少し付着した。

対策：1 給食準備や片付け、清掃（床、廊下、手洗い場等）、などでも原因物質に触れないよう学級担任は、「給食前のチェックリスト」で確認し、該当の子ども達に注意を促す。

2 他の子ども達にも十分説明し、配慮するように指導をする。（食物アレルギーの発症は食べるだけでなく、吸入や接触でも起こりうる。）

<事例4> 軽快したはずのアレルギーが、給食後の運動（昼休み）で発症した

アレルギー物質：小麦粉

原因食品：パン

症状：息苦しさ、顔面の発赤

経過：幼少期にアレルギーがあり、除去していたが、その後、経口負荷試験により耐性が確認され小麦粉を摂取しても問題はなかった。しかし、ある日、給食のパンを食べ、昼休みに遊んでいたら、息苦しさが出てきて、顔が赤くなってきた。速やかに医療機関を受診し、特定の食物摂取後に運動をすることでアレルギー症状が誘発される「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」と診断された。

対策：1 保護者へ病院で受診し、改めて検査を受けることを勧める。

2 医師の指示に従って運動前には原因食品を食べない、または原因食品を食べた後は運動を控える等の対応を学校と保護者と本人で共通理解する。

3 給食後、運動等の活動をした後に症状が現れた時は「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」を疑い食物アレルギー対応マニュアルに従い、慎重に対応する。

<事例5> 今まで食べた経験のない食べ物を食べて発症した

アレルギー物質：果物（びわ、マンゴー、キウイフルーツ、柿、すいか等）

原因食品：給食で提供された果物

症状：じんましん、かゆみ、口唇、口腔の違和感、呼吸器症状

経過：給食で提供された果物を食べたところ、皮膚のかゆみなどの症状が出たため、医療機関を受診した。今まで家庭で食べた経験がなかったため、「学校生活管理指導表」や「保健調査票」への提出や記載はされていなかった。

対策：1 保護者へ病院で受診し、検査を受ける等医師の診断を受けてもらう。その後、学校生活管理指導表等必要書類を提出してもらい、学校生活について面談をする。

2 緊急時の対応について手引きやマニュアルを活用し、校内研修の実施や体制整備に努める。

3 過去の事例を保護者会や入学説明会等で保護者へ周知し、食物アレルギーについて理解を得る。（今まで食べていて何もなかったが、突然症状を発症した例もあることなど事例を説明する。）



【資料】5 食物アレルギー関連ホームページ

- 日本学校保健会 <http://www.gakkohoken.jp>
アレルギー情報館，学校アレルギー疾患に対する取り組み Q&A，学校生活管理指導表，出版物，講演会・シンポジウムのお知らせ，調査内容等の掲載
- 厚生労働省 リウマチ・アレルギー情報
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/>
国のアレルギー施策，一般向け情報，イベント情報，医療機関情報，診療支援，調査・研究等の掲載
- リウマチ・アレルギー情報センター <http://www.allergy.go.jp/>
学会・研究会・講演会情報，ガイドライン，EBM 集，関連出版物，薬剤情報，用語集，Q&A 等の掲載
- 一般社団法人 日本アレルギー学会 <http://www.jsaweb.jp/>
お知らせ，アレルギーの病気について Q&A，専門医一覧，学会発行の学術誌について等の掲載
- 日本小児アレルギー学会 <http://www.jspaci.jp/>
小児アトピー性皮膚炎についての Q&A，『食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対策マニュアル』のダウンロード，小児アレルギー学会情報，お知らせ，アレルギー Q&A ，書籍等の紹介等
- 公益財団法人 日本アレルギー協会 <http://www.jaanet.org/>
新着情報，患者さん・一般の皆様へ，医療従事者向け，患者会情報，アーカイブ特集一覧，トピックス，アレルギー相談センター，動画 e ランニング等の掲載
- 独立行政法人環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp/asthma2/>
ぜん息などの情報館（最新情報，パンフレット&ビデオ，講演会等のお知らせ）の掲載
- 日本アレルギー協会 <http://www.jaanet.org>
アレルギーに関する研修会，啓発活動等
- ファイザー株式会社 <http://www.epipen.jp/user/index.html>
緊急時の対応として，教職員がエピペン®を自ら注射できない児童生徒に代わって注射するケースが想定される場合の参考資料
- 食物アレルギー研究会 <http://www.foodallergy.jp/>
『食物アレルギーの診療の手引き』のダウンロードなど
- リウマチ・アレルギー情報センター <http://www.allergy.go.jp/>
アレルギーに関するガイドライン情報，Q&A など
- 医療と健康のシンポジウム <http://www.sympto.jp/>
シンポジウムの案内，過去のシンポジウムの動画配信など

【参考】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

保護者 様

新潟市立

学校・園長

学校教育活動・学校給食における食物アレルギー対応について（お願い）

日頃、学校教育活動についてご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新潟市においても急増するアレルギー疾患に伴い、さまざまな食物アレルギーを有する児童・生徒が増加しています。食物アレルギーは、症状によっては生命の危険につながる疾患であり、安心安全な学校生活と学校給食を実施するに当たり、個別に状況を把握し、適切に対応していく必要があります。そこで、新潟市教育委員会より、下記のような対応が示されておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

学校では、これに基づいてお子様に食物アレルギーがあり、教育活動や学校給食での対応等が必要な場合は、裏面の学校担当等へ〇〇月〇〇日（〇）までに、ご相談くださいますようお願いいたします。（相談日は、担当者へ連絡してください。後日、調整いたします。）

記

1 必要な提出書類

- (1) 食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用）
- (2) 食物アレルギー対応食依頼書兼同意書（自校方式・給食センター方式）
- (3) 家庭における除去の程度一覧表（自校方式・センター方式の幼・小・中のみ）（保護者記入用）
- (4) 学校生活管理指導表

食物アレルギーの治療には、正しい診断による必要最小限の食物除去対応を行うことが重要であり、入学前等、成長段階に応じて医師による診断を受けることが必要です。そのことより、主治医から学校生活管理指導表に記入してもらい、学校へ提出していただきます。

- (5) 給食の飲用牛乳の停止・再開届

2 アレルギー対応食での返金

給食費については、除去した食材にともなう給食費の返金はできません。ただし、飲用牛乳については、1本単価による返金をします。

3 重篤なアレルギーで給食での対応ができない場合

- (1) 弁当を持参としていただき、給食費は徴収しないこととします。
- (2) ただし、副食等の一部を食べる場合には給食費を徴収します。
- (3) 原因となる食物を調理の過程で除去できるものについては、除去した料理を提供しますが、調理施設等が個々に異なり、複雑な対応により事故が起こる危険を伴うことがあるため、副食等で代替りのものを提供できない場合もありますのでご了承願います。

4 スクールランチ方式の場合（中学校の一部・中等教育学校）

アレルギー対応食は実施できません。ホームページ又は学校からの配付により、メニュー表・使用食材表・アレルギー原因物資含有食品報告書を十分に確認して、保護者の責任のもと各自で注文をしてもらいます。弁当対応についても食物アレルギーを有する生徒については各ご家庭で十分留意した献立内容で学校に持参するようお願いいたします。また牛乳は原則全員に飲用してもらいます。（疾病で医師の診断がある者は除く。）

5 食物アレルギー以外の理由での飲用牛乳の停止について

給食での栄養の偏りを防ぐため、飲用牛乳の停止は、疾病による原因で医師の診断がある場合は飲用牛乳を停止することを原則とします。しかし、食物アレルギー以外の理由で、どうしても牛乳を飲むことができない場合は、下記の学校担当等へご相談ください。

<担当>	〇〇〇	学校	〇〇〇〇	〇〇〇〇	TEL	〇〇〇—〇〇〇〇
------	-----	----	------	------	-----	----------

6 学校給食以外での食物アレルギーがある児童生徒についても医師の診断を受けて学校生活管理指導表を記入してもらい、学校へ提出していただきます。（校外学習や宿泊行事等で児童生徒の安全管理の資料とします。）

【新潟市の学校給食について】

- (1) 新潟市では、食物アレルギーの危険性の高い食品や発症数が多い食品（そば、ピーナツ、キウイフルーツ）は、原則として使用を控えております。
- (2) 学校給食で初めて食べた食品でアレルギー症状を発症する事例が、毎年起きています。次にあげる食品について、入学前にご家庭で食べてみられて症状がでるかどうかを確認してください。 ・種実類（アーモンド・カシューナッツ・くるみ）
- (3) 学校生活の年度途中であっても新たなアレルギー症状がでた場合は、学級担任までお知らせください。
- (4) スクールランチに関するホームページ接続方法

インターネットで 新潟市スクールランチ で検索

- ➡ 中学校スクールランチ新潟市
- ➡ 献立表
- ➡ 平成〇〇年〇〇月スクールランチ献立表・使用食材表
- ➡ 〇〇月使用食材 ・ 〇〇月分アレルギー情報

【スクールランチ献立表・使用食材表】

http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/kyushoku/schoollunch/schoollunch/kondat_ehyo/index.html

食物アレルギーに関する調査票（保護者記入用）

幼稚園・保育園名		児童・生徒氏名		男・女
学校名		保護者名		

※ ここ1年間の期間で該当する□にチェックを入れ、必要事項をご記入ください。

記入年月日 平成 年 月 日

これは、小学校新1年生の就学時健診の保健調査表に記載されているため、新1年生に対しては、配付しなくてよい。

1 食物アレルギーは、ありますか。

※学校の実態によりこの項目を除き、対象者へ配付するかたちでもよい。

はい いいえ ⇒ いいえの方は、以下の記入の必要はありません。

2 食物アレルギーの症状はいつ頃からですか。（ ）才頃

3 給食や食品を扱う行事や授業等での食物アレルギー対応（除去食・代替食・献立や食材一覧の連絡など）は必要ですか。

はい いいえ

4 食物アレルギーの原因食物は何ですか。

食物名：（ ）

5 原因食物を摂取後、どのような症状が起こりますか。

食物名	症状	具体的症状を記入
	<input type="checkbox"/> 不明	(最後の発症年月日：)
	<input type="checkbox"/> 不明	(最後の発症年月日：)
	<input type="checkbox"/> 不明	(最後の発症年月日：)
	<input type="checkbox"/> 不明	(最後の発症年月日：)
	<input type="checkbox"/> 不明	(最後の発症年月日：)

6 現在除去している食べ物はありますか。

いいえ はい（食物名：

食物アレルギー対応食依頼書兼同意書 (自校・給食センター方式)

新潟市立

学校・園 長 様

年 組 児童・生徒名： _____ (男・女)

(児童・生徒氏名) _____ は、この度、添付書類のとおり食物アレルギーの診断を受けましたので、給食について配慮していただきますようお願いいたします。

なお、給食の実施にあたっての対応については、貴施設の規定の説明を受け、同意します。

また、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、添付書類に記載された内容を関係職員・関係機関で共有すること、進級・進学時に進級・進学先へ情報提供することについて同意します。

添付書類： 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) 家庭での除去の程度一覧表

緊急時処方薬： なし あり (薬品名 _____)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 (児童・生徒との続柄： _____)

_____ 印

受領者署名

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

新潟市立

学校・園 長

_____ 印

新潟市

学校給食センター長

_____ 印

食物アレルギー対応依頼書兼同意書 (スクールランチ方式)

新潟市立

学校長 様

年 組 生徒名： _____ 男・女

(生徒名) _____ は、食物アレルギーで、給食について以下のように配慮していただきますようお願いいたします。

※ 該当に○印を付けてください。

- 1 弁当を持参します。
- 2 スクールランチを選択して食べる。 ⇒ 食材一覧表について ⇒ ア 市のHPから見ます。
イ 配布を希望します。
- 3 牛乳を飲みません。(理由： _____)
※医師から診断されている疾患がない限り、栄養保持のため原則全員飲用となります。
- 4 その他、給食に関して知らせておきたいこと
(_____)

なお、給食の実施にあたっての対応については、貴施設の規定の説明を受け、同意します。

また、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、添付書類に記載された内容を関係職員・関係機関で共有すること、進級・進学時に進級・進学先へ情報提供することについて同意します。

添付書類： 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

緊急時処方薬： なし あり

平成 年 月 日 保護者名 (生徒との続柄： _____)

_____ 印

受領者署名

平成 年 月 日

新潟市立

学校長

_____ 印

家庭における除去の程度一覧表（保護者記入用）

記入年月日	年	月	日
氏名			
性別	男・女		

学校・園名

※ 食べているものに○、食べていないものに×を記入してください。

卵	食品リスト	○×
1	生卵、生の卵白が含まれる食品	○×
	加熱した卵料理（目玉焼き、ゆで卵、卵焼き、オムレツなど）	
2	生の卵黄が含まれる食品（アイスクリーム、マヨネーズなど）	
	加熱した卵白が相当量含まれる食品（プリン、茶碗蒸し、卵スープなど）	
3	加熱した卵が含まれる食品（ケーキ、クッキー、カステラ、菓子パン、フライの衣など）	
	つなぎに卵が含まれる食品（かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ、中華めんなど）	
4	全卵を極めて微量に含む食品（一部の食パン、天ぷら粉、めん類のつなぎなど）	

肉類	除去が必要	豚肉	鶏肉	豚肉	その他	○×
		食品リスト				○×
1	肉そのもの（牛肉・鶏肉・豚肉 など）					
2	肉・骨などを使用したスープ（コンソメ・ルウ など）					

魚介類・甲殻類 除去が必要 えび かに いか 魚 その他

1	甲殻類・魚介類そのもの（えび・かに・いか・貝・魚 など）	
2	魚介類を使用したスープ（だし・スープの一部 など）	
3	魚卵（子持ちししゃも・たらこ など）	
備考	（×は魚介類を記入する）	

牛乳・乳製品

牛乳・乳製品	食品リスト	○×
1	生の牛乳、牛乳を主原料とした食品（牛乳・調製粉乳・練乳 など）	○×
	生の牛乳を用いた食品（生クリーム・アイスクリーム など）	
2	牛乳が相当量含まれる食品（プリン・ババロア・シチュー など）	
	チーズ・ヨーグルト・バターやこれらを含んだ食品	
3	牛乳を多く含む菓子（ケーキ・チョコレート など）	
	つなぎにカゼインを含んだ食品（一部のハム・ソーセージ など）	
	一部のマーガリン・ショートニング	
4	加熱された牛乳やバターが少量含まれる食品（食パン・クッキー など）	
	乳糖	

小麦・麦製品

小麦・麦製品	食品リスト	○×
1	小麦を主成分とした食品（パン・うどん・麺・パスタ・ケーキ など）	○×
	小麦を少量使用した食品（肉・練り製品のつなぎ、カレールウ・フライの衣 など）	
2	麦そのものを少量使用（麦ごはん・麦みそなど）	
3	みそ・しょうゆ・酢	

大豆・大豆加工品および豆類

大豆・大豆加工品および豆類	食品リスト	○×
1	大豆・枝豆・おから	○×
	豆乳・豆腐・厚揚げ・油揚げ・がんもどき など	
2	納豆・きな粉・またその加工品	
	市販植物油のほとんども（大豆油・サラダ油・天ぷら油）	
	マーガリン・ルウ	
3	豆類（あずき・もやし・いんげん豆・グリーンピース など）	
	みそ・しょうゆ など	

その他；×の食材を列記してください。

野菜 くたもの そば 米 ナッツ類 ごま その他

※ 具体的な食品名を記入してください。

（例）野菜…トマト・なす ナッツ類…カシューナッツ・ピーナッツ・アーモンド

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

新潟市教育委員会作成

様式5表

名前 男・女 平成 年 月 日生（ 歳） 学校 年 組 提出日 平成 年 月 日

病型・治療 C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応（自由記載）		学校生活上の留意点 A. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ） C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）		緊急時連絡先 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名			
病型・治療 A. 重症度分類（発作型） 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬（吸入薬） 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 4. その他（ ） B-2. 長期管理薬・貼付薬 1. テオファイリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他（ ）		病型・治療 A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に問わず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾癬、落屑、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、潰瘍、苔癬化を伴う病変 C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし		病型・治療 A. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 。（学校施設で可能な場合）夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項 （自由記載）			
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ ）		病型・治療 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）		病型・治療 A. プール指導及び長時間の屋外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ）	
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ ）		病型・治療 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）		病型・治療 A. プール指導及び長時間の屋外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ）	
病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ ）		病型・治療 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）		病型・治療 A. プール指導及び長時間の屋外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ）	

<p>★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：</p>		<p>★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：</p>	
【緊急時連絡先】			
<p>学校生活上の留意点</p> <p>A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 ※2について具体的に指示事項をご記入ください。</p> <p>B. 食物、食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 ※2について具体的に指示事項をご記入ください。</p> <p>C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 食後の運動指示あり 3. 保護者と相談し決定 ※3について具体的に指示事項をご記入ください。</p> <p>D. 宿泊等を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 3. 保護者と相談し決定 ※3について具体的に指示事項をご記入ください。</p> <p>E. その他の配慮・管理事項 ※だし・調味料・エキス・揚げ油についても対応が必要な場合、具体的な食品名や他に具体的に指示事項をご記入ください。</p>		<p>病型・治療</p> <p>A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー</p> <p>B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ ）</p> <p>C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に診断根拠を記載 〔診断根拠〕 該当するものを〈 〉内に記載 ① 明らかかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未採取</p> <p>1. 鶏卵 〈 〉 2. 牛乳・乳製品 〈 〉 3. 小麦 〈 〉 4. ソバ 〈 〉 5. ピーナッツ 〈 〉 6. 種実類・木の实類 〈 〉（クルミ・アーモンド・カシューナッツ・ごま） 7. 甲殻類・海老類・貝類 〈 〉（エビ・カニ・イカ・タコ・ホタテ・アサリ） 8. 果物類 〈 〉（キウイ・メロン） 9. 魚類 〈 〉（サバ・サケ） 10. 肉類 〈 〉（鶏肉・牛肉・豚肉） 11. その他1 〈 〉（豆類） 12. その他2 〈 〉（魚卵…イクラ、タラコ、シシャモ） 13. その他3 〈 〉</p> <p>D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）（薬品名） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）（ mg ） 3. その他（ ）</p>	
<p>アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー（あり・なし）</p>		<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 ⑩</p> <p>医療機関名</p>	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

- 1. 同意する
- 2. 同意しない

保護者署名： _____

食物アレルギー対応食 中止・一部中止 (届)

新潟市立

学校長・園長 様

____年 ____組 児童・生徒氏名： _____ 男・女

(児童・生徒氏名) _____ は、この度、食物アレルギー対応食を下記の理由により 中止 ・ 一部中止 をお願いします。

【中止・一部中止の理由】

添付書類：学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

平成 ____年 ____月 ____日 保護者氏名 (児童・生徒との続柄： _____)

_____ 印

受領者署名

平成 ____年 ____月 ____日

新潟市立 _____ 学校・園 長

_____ 印

新潟市 _____ 学校給食センター長

_____ 印

平成 年 月 日

新潟市立

学校長 様

食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開（届）

（どちらかを○で囲んでください。）

下記のとおり、飲用牛乳の停止・再開をお願いします。

記

クラス	年 組
児童・生徒氏名	
保護者氏名	印
停止・再開 開始年月日	平成 年 月 日
牛乳停止の理由 ※原則として医師の判断に基づいたものとします	医療機関 []
その他配慮する事項	

保護者面談チェックリスト

〇〇〇〇 学校・園

年 組 氏名

面談年月日 平成 年 月 日 記入者

項目及び確認内容		確認	備考	
学校生活管理指導表	食物アレルギー	あり・なしが記載されているか。		
	アナフィラキシー	あり・なしが記載されているか。		
	病型・治療	A 食物アレルギー病型		
		ありの場合、食物アレルギー病型に記載があるか。		
		B アナフィラキシー病型		
		ありの場合、アナフィラキシー病型に記載があるか。		
		C 原因食物・診断根拠		
		① 原因食物に○と診断根拠の記載があるか。		
		② 食品群（6～12）の場合、具体的な食品名の記載があるか。食品群（3）の場合、大麦などその他の麦について確認する。		
		③ 診断根拠が書いてあるか。 ①の既往のみが根拠の場合 年齢により耐性化することがあるので、特に鶏卵、牛乳、小麦、大豆については、診断から2年以上経過している場合は、食べられるようになっているかを医師の指示のもと負荷試験等で確認するよう勧める。		
	④ 診断根拠となった既往・検査の年月を確認し、面談記録に記載する。（食物アレルギーに関する調査票も確認する。）			
	D 緊急時に備えた処方薬			
	内服薬の有無の確認。 エピペン®処方ありの場合は、使用経験の有無の確認。 エピペン®使用経験ありの場合は、使用した時期の確認。			
	学校生活上の留意点	A 給食		
		B 食物・食材を扱う授業・活動		
		C 運動（体育・部活動等）		
D 宿泊等を伴う校外活動				
E その他の配慮事項・管理事項（自由記載）				
① 調味料等の使用範囲の確認（医師の記載がない場合はしない。）				
② コンタミネーションの確認（原則として給食ではコンタミネーションについて対応できないことを確認する。）				

		※A～Dで「1管理不要」以外に○が付いている場合や指示事項がある場合は、取り組みプランに具体的な内容を記入する。		
		不備がある場合は、医師に追記をしていただくよう依頼する。		
		同意欄の「1 同意する」に○及び署名はあるか確認する。 「2 同意しない」の場合は、同意していただくよう依頼する。		
学校給食におけるアレルギー対応について	学校給食	① 給食室・給食センター・スクールランチでの対応について説明したか。 給食室・給食センター・スクールランチの現状を説明したか。		
		② 自校・給食センターは、原則、除去食対応であることを説明したか。 スクールランチは、献立表対応であることを説明したか。		
		③ 完全除去を原則とすることを説明したか。		
		④ 1つの料理で1つの除去食となること、原因食物以外も除去して作る場合があることを説明したか。		
	自校給食・給食センターのみ	⑤ 家庭からの持参をお願いする場合もあることを説明したか。		
		⑥ おかわりについて説明したか。		
		⑦ 初めて食べる食品が給食で使用される場合は、事前に家庭で食べてみられて、症状が出ないことを確認してほしい旨をお願いする。		
		⑧ 給食費の返金について説明したか。		
		⑨ 除去が不要になった場合は食物アレルギー対応食中止・一部中止(届)の提出をお願いする。		
その他の	家庭における除去の程度一覧表	学校生活管理指導表との整合性や家庭での状況を確認したか。		
	食物アレルギーに関する調査票	学校生活管理指導表との整合性があるか確認したか。		
		原因食物摂取後の症状について確認したか。 「その他、学校生活全般での要望事項」があるか。		
		管理指導表提出後、新たにエピペン®が処方された場合は、追加記入を依頼し、再提出をお願いする。		
		他の疾患について記載されている場合は、内容を確認する。		

平成 年 月 日

年 組 さん 保護者 様

新潟市立 学校(園)長

エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について (お願い)

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本校ではエピペン® (アドレナリン自己注射薬) を学校へ持参しているお子さんについて、学校生活をより安心して安全に送るようにするため、また、適切な対応ができるように学校と消防機関が連携をしております。

つきましては、お子さんがアナフィラキシーを発症した場合、迅速に緊急搬送を行うため、年に一回事前に以下の情報を消防機関へ提供させていただくことに同意いただき、下記の必要事項について記入し、学校へ提出をお願いします。

記

新潟市立 学校長 様年 組 氏名

エピペン®所持者の緊急対応の情報提供について (同意書)

1 エピペン®を処方した医療機関名

2 主治医 氏名

3 救急搬送を希望する医療機関名

(※緊急性を要するため、症状によっては救急隊の判断で上記の医療機関に搬送しない場合もありますのでご了承ください。)

緊急時の対応に活用するため、上記の内容について消防機関へ伝えることに同意します。

平成 年 月 日

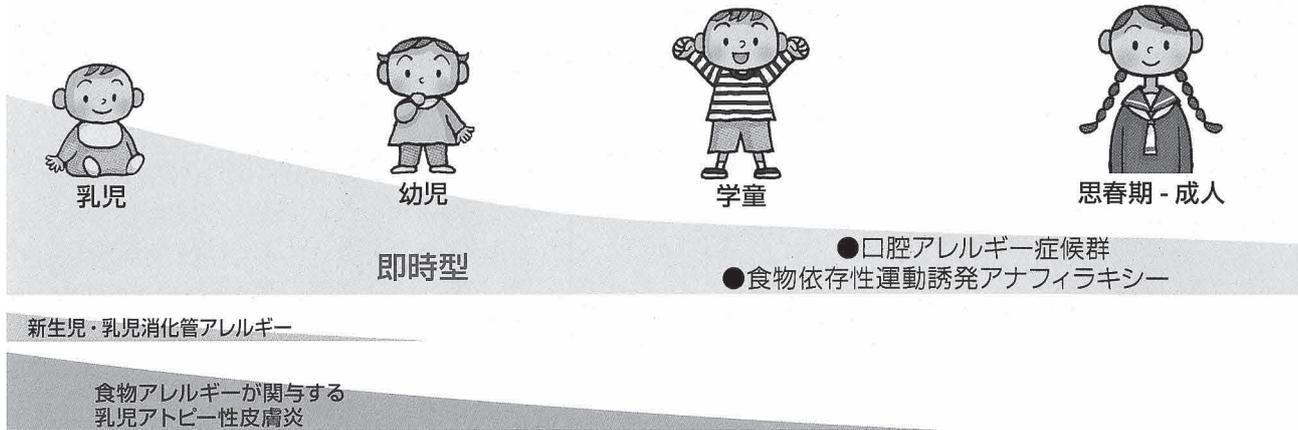
保護者氏名

印

【三二知識】

1 食物アレルギーのタイプ

年齢によって起こりやすい特徴的なタイプがあります。



2 運動でアレルギー症状が誘発される場合があります

食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、原因となる食品を食べた後に運動することにより症状が誘発されます。主なアレルゲンは、小麦、甲殻類で、ある種の解熱鎮痛剤が発症に関与する場合があります。運動前には原因食品を食べさせない、原因食品を食べた場合、食後2時間は運動を避ける、皮膚の違和感など症状前駆症状が出現した段階で運動を中止し休憩する、感冒薬など内服した場合は運動を避ける、などに注意しましょう。



【平成 年度 食物アレルギー 個別対応計画】

年 組 () 男・女 平成 年 月 日生

1 診断名 食物アレルギー(即時型・運動誘発型)・アナフィラキシー・喘息・アトピー性皮膚炎
エピペン®の(有・無) 内服薬(持参) 保管場所()

2 原因食物 ()

3 症状

4 給食での対応

献立対応 ・ 一部弁当対応 ・ 一部除去食対応 ・ 弁当対応
その他 ()

5 学校生活での配慮事項

教育活動	確認項目	具体的配慮と対応
給食	給食の対応の選択について	
	除去する食品や内容について	
食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による 発症防止について	
運動 (体育・ 部活動など)	運動誘発アナフィラキシー	
	食物依存性 運動誘発アナフィラキシー	
宿泊等を伴う 校外活動	食事について	
	寝具について	
	その他	
その他	清掃時	

年 組 氏名 ()

6 緊急時計画及び経過記録票

- (1) 誤食・症状がみられたら、その場を動かず、離れず、応援職員を呼び、経過観察
- (2) 何をどれくらい食べたか、把握する ()
- (3) 初期対応 ①安静 (足を高くして寝かせる) ②うがい ③手洗い ④洗顔 ⑤洗眼

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	<input type="checkbox"/> 単発的な咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み (がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ, 充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感, 唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ, 鼻水, 鼻づまり
皮膚の症状	1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がる蕁麻疹 10 個以上 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個の蕁麻疹 <input type="checkbox"/> 部分的に赤い斑点

- 1つでもあてはまる場合
- ① ただちにエピペン®を使用する
 - ② 救急車を要請する
 - ③ その場で安静を保つ (立たせたり, 歩かせたりしない)
 - ④ その場で救急車を待つ
 - ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる
 - ⑥ 心肺蘇生・AED準備
- ただちに救急車で医療機関へ搬送

- 1つでもあてはまる場合
- ① 内服薬を飲ませ, エピペン®準備。
 - ② 速やかに医療機関を受診する。(救急車要請も考慮)
 - ③ 医療機関到達まで経過観察。左記の症状1つでエピペン®使用
- 速やかに医療機関を受診

- 1つでもあてはまる場合
- ① 内服薬を飲ませる。
 - ② 少なくとも1時間は5分ごとに経過観察。症状の改善がみられないときは医療機関を受診する。(救急車要請も考慮)
- 安静にし, 注意深く観察

留意点

救急搬送先医療機関	主治医	医師 TEL
<p>119 救急車をお願いします。 住所は新潟市 ○○ 区 ○○○○○。新潟市立 ○○○ 学校です。 ○才男子が食物アレルギーの症状を起こしています。 エピペン®を携帯しています。(使用の有無) ○○病院に連絡しています。 折り返しの連絡先は「氏名 電話番号」です。</p>		

緊急連絡先	電話番号	備考
自宅		
(保護者携帯①) 続柄 ()		勤務先等
(保護者携帯②) 続柄 ()		勤務先等

平成 年度 食物アレルギー給食対応者一覧表

学番 () 学校名 ()

平成 年 月 日現在

	児童・生徒名	原因(対応)食品	対応の概要
1	年 組 ()		
2	年 組 ()		
3	年 組 ()		
4	年 組 ()		
5	年 組 ()		
6	年 組 ()		
7	年 組 ()		
8	年 組 ()		
9	年 組 ()		
10	年 組 ()		

*給食での特別な対応はしない(口腔アレルギー症候群や運動誘発アナフィラキシーの既往がある等)
児童・生徒についても同様の一覧表を作成し、まとめておく。

＜宿泊行事等の食物アレルギー対応者一覧表＞

新潟市立 学校

月 日 日 ～ 月 日 日 宿泊先 ○○

クラス	性別	名前	食物アレルギー		除去食の希望	備考
			該当食材	度合		
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	
				<input type="checkbox"/> 生か不可 <input type="checkbox"/> 加熱しても不可 <input type="checkbox"/> エキスなど成分が不可 <input type="checkbox"/> 食材として含まれたら不可 <input type="checkbox"/> 加工品も不可	<input type="checkbox"/> 除去食を希望する <input type="checkbox"/> 除去食を希望しない	

食物アレルギー経過記録票

記載者名 ()

年 組 児童生徒氏名 体重 k g 平成 年 月現在

食べたもの () 量 () 場所 ()

処置 口の中のを取り除く 口をすすぐ 手を洗う 目や顔を洗う

観察を開始した時刻 (時 分)

内服・エピペン® ある場合→内服した時刻 (時 分) エピペン® 使用時刻 (時 分)

保護者への連絡時刻 (時 分) 内容 ()

救急車を要請した時刻 (時 分) 救急車到着時刻 (時 分)

★ にチェックを入れる際に時刻を脇に記入していくこと。

全身の症状

ぐったり
 意識もうろう
 尿や便を漏らす
 脈が触れにくいまたは不規則
 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

のどや胸が締め付けられる
 声がかすれる
 犬が吠えるような咳
 息がしにくい
 持続する強い咳き込み
 ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

単発的な咳
 くしゃみ

消化器の症状

持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
 繰り返して吐き続ける

中等度のお腹の痛み
 1～2回の嘔吐
 1～2回の下痢

軽いお腹の痛み (がまんできる)
 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が 1つでもあてはまる場合

顔全体の腫れ
 まぶたの腫れ

目のかゆみ、充血
 口の中の違和感、唇の腫れ
 くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

強いかゆみ
 全身に広がる蕁麻疹 10 個以上
 全身が真っ赤

軽度のかゆみ
 数個の蕁麻疹
 部分的に赤い斑点

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン® を使用する
- ② 救急車を要請する
- ③ その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④ その場で救急車を待つ
- ⑤ 可能な内服薬を飲ませる
- ⑥ 心肺蘇生・AED 使用
ただちに救急車で医療機関へ搬送

- ① 内服薬を飲ませ、エピペン® 準備
- ② 速やかに医療機関を受診する
(救急車要請も考慮)
- ③ 医療機関到達まで経過観察
※左記の症状1つでエピペン® 使用
速やかに医療機関を受診

- ① 内服薬を飲ませる。
 - ② 少なくとも1時間は5分毎に経過を観察。症状の改善が見られない場合は医療機関を受診する。
- 注意深く経過観察する
進行していくようであれば、医療機関へ搬送

※食物アレルギーでの救急搬送の際は、下記の内容についても記載する。

市様式 15 号の 2

第 号
平成 年 月 日

新潟市教育委員会 様

新潟市立〇〇学校（園）長
幼児児童生徒の事故について（報告）

このことについて、新潟市立学校管理運営に関する規則第 15 条 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

1 幼児児童生徒の学年 氏名(ふりがな) 年齢 性別 生年月日	
2 日 時	
3 場 所	
4 事故の概要	
5 原因・動機	
6 処置	
7 対策	
8 学校管理下の有無	1 管理下 2 管理外
9 その他（参考事項）	

第 号
平成 年 月 日

新潟市教育委員会 様

新潟市 ○○学校・園長

※保健給食課（給食係）まで報告する。誤食誤配で救急搬送された場合は、様式17のみでよい。

幼児児童生徒のアレルギー対応の除去食誤配・誤食事故について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

1 幼児児童生徒の学年 氏名(ふりがな) 年齢 性別 生年月日	
2 日 時	
3 場 所	
4 事故の概要	
5 原因・動機	
6 処 置	
7 対 策	
8 学校管理下の有無	1 管理下 2 管理外
9 その他	
10 参考事項	

新潟市教育委員会保健給食課長 様

平成 年 月 日

エピペン®を学校へ持参している児童生徒について（報告）

学校名 _____

校長名 _____

下記のとおり報告いたします。

記

1 エピペン®を学校に持参している児童生徒が在籍していますか。（番号に○をつけてください。）

- ① 在籍している ② 在籍していない

2 エピペン®を持参している児童生徒の状況について

	内 容	No1	No2
1	新規・継続		
2	区		
3	学年・組		
4	性別		
5	氏名（ふりがな）		
6	学校への持参開始時期	年生 月	年生 月
7	エピペン®の有効期限	年 月末	年 月末
8	アレルギー物質		
9	使用の有無	無・有（ ころ）	無・有（ ころ）
10	処方した医療機関		
11	主治医名		
12	搬送を希望する医療機関		
13	学校でのエピペン®保管場所		
14	入学、転入、転出の場合の学校名		

*該当者が3名以上在籍する場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

3 今年度の「食物アレルギー対応職員研修」の実施について

- (1) () 年 () 月に実施済み（講師： _____)
- (2) () 年 () 月に実施予定（講師： _____)
- (3) 実施の予定なし

(理由 _____)

4 学校給食で食物制限がある児童生徒数 _____ 名

5 学校生活管理指導表がある児童生徒数 _____ 名

※エピペン®の追加者の報告については、2「エピペン®を持参している児童生徒の状況について」
についてのみ記入する。

〈参考例〉

平成 ○年 ○月 ○日

○年○組 ○○ ○○ さん
保護者 様

新潟市立○○○ 学校
校長 ○○ ○○

来年度の食物アレルギー対応について（お願い）

日頃、学校給食にご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。
学校給食での円滑なアレルギー対応の実施にあたり、毎年、お子様の食物アレルギー対応の確認をお願いしております。
来年度に向けて、該当する下記の書類のご記入と提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 学校生活管理指導表（年1回、医療機関を受診し、確認をお願いします。）
- (2) 食物アレルギー継続管理表
- (3) 給食の飲用牛乳停止・再開届（必要な場合）
- (4) その他個別に提出が必要な文書をお渡しします。

※（3）・（4）は、学校での対応に変更がある場合に提出いただきます。

2 その他

- (1) ○月○日（○）までに学級担任を通して提出をお願いします。
- (2) ご不明な点などありましたら、下記担当へお知らせくださいますようお願いいたします。

<担当>

○○○学校

○○○○

TEL○○○-○○○○

新潟市教育委員会

保健給食課保健係 へ

平成 年 月 日

担当者 様 (FAX230-0436)

「アレルギー研修用セット」申込書

学 番 学校名

担当者氏名

T E L

F A X

	貸出希望期間（第三希望まで記入）	貸出決定	貸出No
第1希望	月 日 () ~ 月 日 ()		
第2希望	月 日 () ~ 月 日 ()		
第3希望	月 日 () ~ 月 日 ()		

- (1) 太枠内のみ記入してください。
- (2) ○がついている期間に貸し出します。（4日間以内での貸し出し期間を原則とします。土日は含まず。）
- (3) 貸出日は、第一希望から第三希望日までご記入ください。
- (4) 研修用セットは学校側（職員）が保健給食課に取りにきて終了後にご返却をお願いします。

平成 年 月 日

保護者 様

〇〇学校・園長

学校生活管理指導表について（お願い）

本校では、食物アレルギーを有するお子さんが、学校生活（給食やそれ以外での教育活動も含む）において安心・安全に過ごしていただくため、食物アレルギー対応については、保護者と話し合いながら進めていきたいと考えております。

つきましては、医師の診断に基づいたお子さんの食物アレルギーに係る情報を把握する必要がありますので、学校生活管理指導表を提出していただきますようお願いいたします。

下記事項に留意いただき、主治医及び保護者がそれぞれ記入し、提出いただくようお願いいたします。

なお、必要に応じて学校より詳細な情報などを聞かせていただくことがありますのでご了承願います。

記

- 1 学校生活管理指導表は、年 1 回、主治医から記入してもらってください。
- 2 食物アレルギー・アナフィラキシーがある場合、保護者の緊急連絡先を記入してください。
- 3 緊急時の対応のため、「学校生活管理指導表」に記載されている情報を学校職員全員で共有する必要があります。共有について同意いただける場合は「同意する」に、同意いただけない場合は「同意しない」に〇をつけ、いずれの場合も保護者が署名してください。
- 4 主治医から記入してもらった際、別紙「学校生活管理指導表の記入について（お願い）」をお渡しください。
- 5 学校生活上の留意点の欄で「保護者と相談し決定」と医師がチェックされましたら具体的に指示事項を医師より記入をしてもらってください。（例：運動欄 ●ぜんそくなどアレルギー症状がある場合は、運動は控える、●大豆・小麦の調味料は使用不可、●いくらは、摂取不可だが、シシャモは、摂取可能、●卵とチーズを混ぜた料理は食べない（卵アレルギーあり）等

別紙

平成 年 月 日

医療機関 様

新潟市立〇〇学校長

学校生活管理指導表の記入について（お願い）

日頃、学校教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

食物アレルギーを有するお子さんの学校生活管理指導表の記入をしていただく際、下記に留意して記入していただくようお願いいたします。

—学校生活管理指導表の記入について—

（これらについては、新潟市医師会にも確認しております。）

- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシーが「あり」の場合には、下位項目についてもそれぞれ記入してください。
- (2) 病型・治療欄は、当該疾患の原因、症状、服用中の薬など「現在の状況」を記入してください。
- (3) 「現在の状況」「今後1年間を通じて予測される状況」を記入してください。（*本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用します。）
- (4) 学校生活上の留意点欄には、学校生活において配慮する事項がある場合の具体的な指示事項を記入してください。（*その指示事項に基づいて保護者と相談します。）
- (5) 食物アレルギー・アナフィラキシーが「あり」の場合は、緊急の対応が必要になることもあるため、「緊急連絡先」の医療機関欄に連絡先を記入してください。
- (6) 記入日、医師名、医療機関名を記入してください。
- (7) 学校生活上の留意点の欄で「保護者と相談し決定」にチェックされましたら具体的に指示事項を記入をしてください。（例：運動欄 ●ぜんそくなどアレルギー症状がある場合は、運動は控える、給食欄 ●大豆・小麦の調味料は使用不可、●いくらは、摂取不可だが、シシヤモは、摂取可能、●卵とチーズを混ぜた料理は食べない（卵アレルギーあり）等

裏

名前

男・女 平成 年 月 日生(歳) 新潟

具体的な指示事項については学校生活で気を付ける事を詳細にご指示ください。

平成 年 月 日

学校生活管理指導表

(アレルギー疾患用)

病型・治療

A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)

- 即時型
- 口腔アレルギー症候群
- 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)

- 食物(原因)
- 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
- 運動誘発アナフィラキシー
- 昆虫
- 医薬品
- その他()

食物については、具体的な食材や調理方法についての記載をお願いします。
(魚卵 シシヤマ イクラ ウズラの卵 等)

C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつく)内に診断根拠を記載

1. 鶏卵	<	>	(診断根拠)該当するものを全てをく)内に記載
2. 牛乳・乳製品	<	>	①明らかな症状の既往
3. 小麦	<	>	②食物負荷試験陽性
4. ソバ	<	>	③IgE抗体等検査結果陽性
5. ピーナッツ	<	>	④未摂取
6. 種実類・木の实類	<	>	(クルミ・アーモンド・カシューナッツ・ごま
7. 甲殻類・海老類・貝類	<	>	(エビ・カニ・イカ・タコ・ホタテ・アサリ
8. 果物類	<	>	(キウイ・メロン
9. 魚類	<	>	(サバ・サケ
10. 肉類	<	>	(鶏肉・牛肉・豚肉
11. その他1	<	>	(豆類
12. その他2	<	>	(魚卵…イクラ、タラコ、シシヤマ
13. その他3	<	>	

D. 緊急時に備えた処方薬

- 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) (薬品名)
- アドレナリン自己注射薬(「エピペン®J」) (mg)
- その他()

★保護者

給食対応について具体的に記入
例：微量でも摂取はしない
：揚げ油のつかいまわしはよい
：不可試験をしながら微量摂取しているが
また除去が必要

【緊急優先】

牛乳・パック等さわわることは禁止
小麦をさわわることは禁止

季節のかわりめは、運動(汗をかくこと)はひかえる。
食後1時間は動かない。

生ものは要チェック そばがら枕は、禁止等

保護者が記入する。

保護者がどちらかに○をつける。
●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。
1. 同意する
2. 同意しない
保護者署名： _____

※自由診療のため、文書料をとられることがあります。

※1について具体的な指示事項をご記入ください。
※2について具体的な指示事項をご記入ください。
※3について具体的な指示事項をご記入ください。

※ただし、調味料・エキス・揚げ油についても
対応が必要な場合、具体的な食品名や他に
具体的に指示事項をご記入ください。

医師名 _____
記載日 _____ 年 月 日
医療機関名 _____

【様式集】

●変更できないもの

- 様式3-1-3-2(食物アレルギー対応食依頼書兼同意書)
- 様式5(学校生活管理指導表)
- 様式6(食物アレルギー対応食中止・一部中止届)
- 様式7(食物アレルギーにかかわる
給食の飲用牛乳停止・再開届)
- 様式17(市様式15号の2 事故について(報告))
- 様式18(除去食誤配・誤食事故について(報告))
- 様式19(エピペン[®]を学校へ持参している児童生徒について)
- 様式21(アレルギー研修用セット申込書)

新潟市幼児・児童・生徒食物アレルギー対応マニュアル
(平成 27 年度 改訂版)

発行：新潟市教育委員会 保健給食課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

☎ 025-226-3206(保健係)

☎ 025-226-3209(給食係)

FAX 025-230-0436



新潟市食育花育推進キャラクターまいちゃん



この冊子の本文用紙は 100% 再生紙を使用しています